No．1

〈〈修学上の合理的配慮〉〉

**Q．**

**合理的配慮は障害のある学生への優遇措置とならないでしょうか。**

ポイント

合理的配慮は優遇措置ではなく、障害学生に生じている現状の不利益（権利侵害）に対して、機会平等を保障するために大学の責任において提供されるものです。同時に合理的配慮は、双方の建設的な対話に基づいて合意のうえ提供されるものであり、障害学生の要望をすべてそのまま受け入れるものではありません。

#合理的配慮　#優遇措置　#機会平等　#建設的対話

＜参考文献＞

＜関連質問＞

関連する質問として、No.66も併せてご参照ください。

No．2

〈〈修学上の合理的配慮〉〉

**Q．**

**障害学生に対して提供している合理的配慮について、他の学生に不公平だと思われないためにどのように説明すればよいでしょうか。**

ポイント

基本的には（個人情報の観点は必要になるものの）、他の学生に必要性や公正性を説明できないものは「合理的配慮」として妥当であるか根本的な検討が必要でしょう。一方で、必要性や妥当性が明らかであったとしても障害学生にとってみれば、自身の障害や社会的障壁の存在、合理的配慮の必要性について全ての学生に説明することに懸念を持つこともあるでしょう。全学生に対して入学時ガイダンス等で合理的配慮に関する理解啓発に努めることや、必要性が認められれば誰もが修学上の配慮が受けられる旨をシラバスに記載することも解決策の一つです。

#合理的配慮　#機会平等　#個人情報保護　#理解啓発　#シラバス

＜参考文献＞

＜関連質問＞

関連する質問として、No.1やNo.66も併せてご参照ください。

No．3

〈〈修学上の合理的配慮〉〉

**Q．**

**合理的配慮として録音を求める学生に対して、使用範囲に関する誓約書を用意する必要はあるでしょうか。**

ポイント

なぜ障害学生のみに誓約書が必要なのか、改めて考える必要があるでしょう。本来、合理的配慮は他の学生が得られる機会を障害学生にも保証するものです。合理的配慮として正式に認められた録音に対して誓約書が必要と考えるのであれば、全受講生に対して講義で得られる情報に関する誓約書が必要になるという考え方もできます。この場合、障害学生に対してだけではなく全ての学生に対して、講義で得た情報に関する不適切な二次利用が生じないように全体的な指導の一環として行えば個別に誓約書を求める必要もなくなるでしょう。

#合理的配慮　#誓約書　#機会平等

＜参考文献＞

＜関連質問＞

関連する質問として、No.76も併せてご参照ください。

No．4

〈〈修学上の合理的配慮〉〉

**Q．**

**読みに困難のある学生から通常の対面朗読に加えて、外国語で書かれている内容を日本語に翻訳して伝えてほしいと依頼がありました。このような配慮事項は合理的配慮として妥当でしょうか。**

ポイント

質問から得られる情報の限りでは、要求されている配慮事項は少なくとも合理的配慮とは考えにくいです。合理的配慮の要件の一つに「機会平等（障害によって多くの学生が得られている機会を得られていないという権利侵害に対する是正）」があります。これは同時に合理的配慮によって多くの学生たち以上の権利が生じるわけではないことを示しています。この場合、教育機関が求められていることは、他の多くの学生と同等の条件で原文にアクセスできる環境を整えることです。

#合理的配慮　#機会平等　#本質変更不可

＜参考文献＞

＜関連質問＞

No．5

〈〈修学上の合理的配慮〉〉

**Q．**

**障害のある学生が合理的配慮として出席の配慮を申し出ています。根拠資料として“診断書”を併せて提出していますが、合理的配慮としてどの程度出席を代替できるのでしょうか。**

ポイント

合理的配慮として出席の代替を検討する上では、診断書等の根拠資料が必要になるでしょう。ただし、本ケースのように根拠資料として“診断書”が提出された場合でも一律に配慮内容は決まらず、各科目で個別具体的に配慮内容を検討する必要があります。

#合理的配慮　#出席の配慮　#根拠資料　#診断書　#本質変更不可

＜参考文献＞

JASSO\_事例に学ぶ

（https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\_shien/chosa\_kenkyu/kaiketsu/ref/387.html）

＜関連質問＞

No．6

〈〈修学上の合理的配慮〉〉

**Q．**

**期末試験の直前の時期に、これまでの欠席に関して「障害に由来する心身の不調であり、合理的配慮として欠席の取扱いに関する措置を求める」との申請がありました。どのような観点で検討したらよいでしょうか。**

ポイント

各科目の目的・内容・評価の本質によって、合理的配慮としての判断は異なります。ただし、一般論ですが、今回のように遡及して合理的配慮を要求することは組織として対応が難しいと思われます。そのため、学生には障害等によって何らかの課題が生じることが予見される場合、事前に相談することで代替措置を講じやすくなることを伝えておきましょう。

#合理的配慮　#欠席の取扱い　#本質変更不可　#代替措置　#遡及　#事前相談

#個々のニーズ

＜参考文献＞

JASSO事例

（https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\_shien/chosa\_kenkyu/kaiketsu/case\_men/168.html）

JASSO\_事例に学ぶ

（https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\_shien/chosa\_kenkyu/kaiketsu/ref/387.html）

JASSO\_事例に学ぶ

（https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\_shien/chosa\_kenkyu/kaiketsu/ref/481.html）

＜関連質問＞

No．7

〈〈修学上の合理的配慮〉〉

**Q．**

**障害学生から「障害によって心身の状態が変化しやすく、状況によっては通学できない場合がある。その際の出席の代替措置を希望する。」との申し出がありました。申し出に応じて、出席が必須の授業であっても、レポートでの代替を認めてもよいでしょうか。**

ポイント

そもそも「出席が必須である」ことが当該科目の本質的な要件であるかどうかがポイントです。出席が必須であるという前提を一旦置いて合理的配慮の観点で言えば、代替措置が当該科目の目的・内容・評価を変更しないと判断できる場合は、レポートでの代替を含め、何らかの代替措置の検討が必要です。

#出席の配慮　#本質変更不可　#合理的配慮　#個々のニーズ

＜参考文献＞

JASSO\_事例に学ぶ

（https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\_shien/chosa\_kenkyu/kaiketsu/ref/387.html）

JASSOwebコラム

（https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\_shien/chosa\_kenkyu/kaiketsu/kiso/column4.html）

JASSO\_事例に学ぶ

（https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\_shien/chosa\_kenkyu/kaiketsu/ref/481.html）

＜関連質問＞

No．8

〈〈修学上の合理的配慮〉〉

**Q．**

**「精神的な不調のためにやむを得ず休んだ際にレポート課題で出席を配慮してほしい」等、出欠に関する配慮希望が増えています。どこまで対応してよいのか判断がつきません。**

ポイント

当該科目の目的・内容・評価の本質を変更することなく代替措置の提供が可能な場合は、何らかの措置を提供すべきでしょう。ただし、合理的配慮でいえば、全ての講義一律の措置を提供することは困難であり、個別具体的に関係者間で建設的対話が求められます。

#出席の配慮　#本質変更不可　#個々のニーズ　#建設的対話

＜参考文献＞

JASSO\_事例に学ぶ

（https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\_shien/chosa\_kenkyu/kaiketsu/ref/387.html）

JASSOwebコラム

（https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\_shien/chosa\_kenkyu/kaiketsu/kiso/column4.html）

JASSO\_事例に学ぶ

（https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\_shien/chosa\_kenkyu/kaiketsu/ref/481.html）

＜関連質問＞

No．9

〈〈修学上の合理的配慮〉〉

**Q．**

**障害学生やその保護者から欠席の取扱いについて問い合わせを受けることが増えてきました。適切な対応方法がわからず苦慮しています。**

ポイント

障害によって欠席がやむを得ないことが明らかである場合でも、各科目で出席の代替措置が提供可能か否かの判断は異なります。また、代替措置が提供できる場合でもその内容はすべての講義に一律ではなく、講義ごとに変わり得るものと考えられます。これらについて、障害学生（や必要に応じてその保護者）に対して事前に適切な情報提供を行う必要があります。

#保護者対応　#欠席の取扱い　#個々のニーズ　#本質変更不可　#情報公開

＜参考文献＞

JASSO\_事例に学ぶ

（https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\_shien/chosa\_kenkyu/kaiketsu/ref/387.html）

JASSOwebコラム

（https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\_shien/chosa\_kenkyu/kaiketsu/kiso/column4.html）

JASSO\_事例に学ぶ

（https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\_shien/chosa\_kenkyu/kaiketsu/ref/481.html）

＜関連質問＞

関連する質問として、No.72やNo.73も併せてご参照ください。

No．10

〈〈修学上の合理的配慮〉〉

**Q．**

**配慮依頼文書によって欠席や課題未提出を必ず補填をしてもらえると学生が勘違してしまうことを懸念しています。配慮依頼文書の取り扱いについて、障害学生や教職員にどのように伝えるとよいでしょうか。**

ポイント

合理的配慮は障害種別によって配慮内容が一律に決定するものではありません。合理的配慮の内容として出席や課題の代替措置の提供が可能と判断される場合もありますが、全科目一律に判断されるわけではありません。このことは、合理的配慮を検討する段階から障害学生や関係教職員に伝えておく必要があるでしょう。

#個々のニーズ　#情報公開　#建設的対話　#配慮依頼文書

＜参考文献＞

JASSO\_事例に学ぶ

（https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\_shien/chosa\_kenkyu/kaiketsu/ref/387.html）

JASSOwebコラム

（https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\_shien/chosa\_kenkyu/kaiketsu/kiso/column4.html）

JASSO\_事例に学ぶ

（https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\_shien/chosa\_kenkyu/kaiketsu/ref/481.html）

＜関連質問＞

関連する質問として、No.72も併せてご参照ください。

No．11

〈〈修学上の合理的配慮〉〉

**Q．**

**講義内で“集団制作”（実習科目）を行う科目について、障害学生のやむを得ない欠席が目立ち、他の学生にも影響が出ています。当該学生の成績評価をどのように考えればよいでしょうか。**

ポイント

一般的な実習科目であれば、集団で実施する意義（当該講義において本質的要件か否か）を問うことが切り口になります。ただ、当該講義が代替不可能なもの、出席そのものが本質的な要件である場合は、成績評価が難しいことがあり得ます。ただし、合理的配慮として、参加できるような支援方法を検討する必要はあるでしょう。

#代替措置　#欠席の取扱い　#本質変更不可　#機会平等　#成績評価

＜参考文献＞

JASSO\_事例に学ぶ

（https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\_shien/chosa\_kenkyu/kaiketsu/ref/387.html）

JASSOwebコラム

（https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\_shien/chosa\_kenkyu/kaiketsu/kiso/column4.html）

JASSO\_事例に学ぶ

（https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\_shien/chosa\_kenkyu/kaiketsu/ref/481.html）

＜関連質問＞

No．12

〈〈修学上の合理的配慮〉〉

**Q．**

**学内規程には授業を5回以上欠席すると期末テストが受けられないことが明記されていますが、合理的配慮として欠席の取扱いに関する要望がありました。学内規程と合理的配慮で齟齬が生じている場合、どのようにバランスをとればよいでしょうか。**

ポイント

一律的な学内規程と個別具体性から判断され提供される合理的配慮には齟齬が生じる場合もあります。ただ、合理的配慮の観点で言うと、全科目に一律の出席回数を設ける規程には違和感があります。各科目の目的・内容・評価の本質に照らし合わせたうえで、代替措置の合理性を個別具体的に検討すべきでしょう。

#学内規程　#合理的配慮　#欠席の取扱い　#本質変更不可　#個々のニーズ

＜参考文献＞

JASSO\_事例に学ぶ

（https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\_shien/chosa\_kenkyu/kaiketsu/ref/387.html）

JASSOwebコラム

（https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\_shien/chosa\_kenkyu/kaiketsu/kiso/column4.html）

JASSO\_事例に学ぶ

（https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\_shien/chosa\_kenkyu/kaiketsu/ref/481.html）

＜関連質問＞

No．13

〈〈修学上の合理的配慮〉〉

**Q．**

**障害のため登校が困難な学生に対して、欠席時の配布資料の提供や授業内容の確認などを行い、学習機会の確保に努めています。一方で、単位取得のための成績評価となると、学内規程の「3分の2以上の出席が必要」に基づいて単位取得は認められないと考えています。**

ポイント

合理的配慮の申請があるにも関わらず、学内規則で一律に判断することは合理的配慮の観点では違和感が残ります。合理的配慮の観点で言うと、各科目の目的・内容・評価の本質に照らして、合理的配慮を提供したうえでの成績評定が可能かどうか、個別具体的な検討が必要でしょう。

#学内規程　#合理的配慮　#欠席の取扱い　#成績評価　#本質変更不可　#個々のニーズ

＜参考文献＞

JASSO\_事例に学ぶ

（https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\_shien/chosa\_kenkyu/kaiketsu/ref/387.html）

JASSOwebコラム

（https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\_shien/chosa\_kenkyu/kaiketsu/kiso/column4.html）

JASSO\_事例に学ぶ

（https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\_shien/chosa\_kenkyu/kaiketsu/ref/481.html）

＜関連質問＞

No．14

〈〈修学上の合理的配慮〉〉

**Q．**

**“診断書”を根拠資料として、全科目に一律の対応を求める学生がいます。どのように対応していけばよいでしょうか。**

ポイント

根拠資料として“診断書”が提出された場合でも、各科目で目的・内容・評価の本質や形態が異なるため、合理的配慮の内容は必ずしも一律のものには決まりません。各科目で提供可能な配慮事項は、その経過を学生本人と共有して対話を積み重ねながら、内容が決められていくことを学生に丁寧に説明する必要があるでしょう。

#診断書　#根拠資料　#一律の対応　#個々のニーズ　#建設的対話

＜参考文献＞

平成30年度　障害学生支援専門テーマ別セミナー【発達障害就労支援】\_西村優紀美氏

（https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\_shien/event/theme/h30/\_\_icsFiles/afieldfile/2018/12/14/K\_nishimura01.pdf）

＜関連質問＞

No．15

〈〈修学上の合理的配慮〉〉

**Q．**

**障害の治療のため入院を余儀なくされた学生に対して、何らかの代替措置を検討しています。どのように考えたらよいでしょうか。**

ポイント

入院期間及び代替措置を検討する科目によって、合理的配慮の枠組み内での代替措置の判断は異なるでしょう。代替措置の提供が可能な科目の場合は、どのような課題や方法が代替措置として妥当であるかを担当教員等と調整します。

また、一つの方法として、当該学生のように修学年限を緩やかに設定することが望ましい学生を対象に長期履修制度の活用も考えられるでしょう。

#空白期間　#建設的対話　#長期履修制度　#代替措置　#個々のニーズ

＜参考文献＞

＜関連質問＞

No．16

〈〈修学上の合理的配慮〉〉

**Q．**

**診断書に記載された障害・疾病とは異なる二次的な困難さに対して、どこまで・どのように対応すればよいでしょうか。主治医の意見書等、追加の根拠資料を求めることができますか。**

ポイント

二次的に生じている困難さに対しても何らかの対応が求められるでしょう。ただ、提出されている資料と本人の困り感に整合性が欠ける場合、適切な支援をするために追加のアセスメントや根拠資料を医療機関に求めることは可能でしょう。ただし、その場合、本人の同意が必要となることを留意しなければなりません。

#二次障害　#適切な支援　#追加のアセスメント　#学外機関との連携

＜参考文献＞

JASSOハンドブック

（https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\_shien/hand\_book/03.html#hairyo）

＜関連質問＞

No．17

〈〈修学上の合理的配慮〉〉

**Q．**

**高次脳機能障害のある学生への試験時の合理的配慮にはどのようなものがあるでしょうか。**

ポイント

全ての障害で同様のことが言えますが、「高次脳機能障害」という診断名であっても、その症状やニーズは様々です。提出された根拠資料を参照に個別具体的なニーズを判定しながら、各試験の目的・内容・評価の本質との兼ね合いを調整するしかありません。ニーズの判定が難しい場合は、詳細な根拠資料の提出を依頼してもよいでしょう。

#テストアコモデーション　#個々のニーズ　#本質変更不可　#建設的対話

#高次脳機能障害

＜参考文献＞

＜関連質問＞

No．18

〈〈修学上の合理的配慮〉〉

**Q．**

**障害学生の希望する試験時の配慮申請事項が当該試験で求める本質要件の変更になることが想定されており、障害学生と担当教員との間で合意が得られません。**

ポイント

障害学生が希望する配慮事項の必要性を理解できるとしても、その方法を提供することで当該学生の理解度の評価が困難となる場合、著しく公平性を損なう場合は試験時の合理的配慮としては提供できない可能性があります。ただし、学生本人の希望する配慮事項以外の方法で合意形成が得られる場合もあり、関係者間で建設的な対話により双方の合意が得られる策を講じられるよう努めるべきです。

#テストアコモデーション　#本質変更不可　#建設的対話

＜参考文献＞

JASSO\_事例に学ぶ

（https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\_shien/chosa\_kenkyu/kaiketsu/ref/456.html）

＜関連質問＞

関連する質問として、No.68も併せてご参照ください。

No．19

〈〈修学上の合理的配慮〉〉

**Q．**

**「障害のため１日１教科しか受験できない」という申請に対して、何らかの根拠資料の提出を求めるべきでしょうか。**

ポイント

このような成績評価に関する合理的配慮の検討の際には、何らかの根拠資料が必要だと考えます。なお、「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告　第二次まとめ」（文部科学省）には根拠資料の例として障害者手帳、診断書、心理検査の結果、学内外の専門家の所見、高等学校等の大学入学前の支援状況に関する資料等が挙げられています。どの根拠資料が合意形成のうえで必要かは、合意形成の対象となる事柄や大学の体制によっても判断が異なります。

#テストアコモデーション　#合意形成　#根拠資料

＜参考文献＞

＜関連質問＞

No．20

〈〈修学上の合理的配慮〉〉

**Q．**

**入学試験における合理的配慮として代読及び代筆の希望がある場合、どのような検討事項があるでしょうか。**

ポイント

多くの場合、代読・代筆での回答は多くの時間を要するため、平等性を担保するための時間の延長や他の受験生への影響を鑑みて別室対応が必要となることは十分に想定されます。なお、延長する時間数については、障害の程度や問題形式・量に応じた個別の検討が必要です。

また、代読・代筆の適格者については統一した見解がなく、ケースごとに学内で検討する必要があるでしょう。試験の厳密性を担保するために、大学教員が代読・代筆を担当するケースも見受けられますが、必ずしも決まっているわけではありません。

#テストアコモデーション　#入学試験　#代筆　#代読　#個々のニーズ　#書字困難

＜参考文献＞

センター試験

（https://www.dnc.ac.jp/sp/center/shiken\_jouhou/hairyo.html）

JASSO事例

（https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\_shien/chosa\_kenkyu/kaiketsu/case\_dev/138.html）

＜関連質問＞

No．21

〈〈修学上の合理的配慮〉〉

**Q．**

**聴覚障害のある学生が民間英語試験を受験予定です。リスニング問題については、補聴用具で音声を聞きながら、口形を確認したいと当該学生から相談がありました。民間試験において、問題を発音している口の形が見えるような動画音声による受験は可能でしょうか。**

ポイント

本ケースのように、民間試験に対して合理的配慮を申請する場合は、当該試験の主催団体との調整が必要になります。ただし、当該試験が大学カリキュラムに何らかの影響を及ぼすものである場合、実施された試験形態で障害学生の英語技能を十分に測れているのかに留意したうえで、当該試験成績の取り扱いを検討する必要があるでしょう。

#テストアコモデーション　#情報保障　#支援機器　#民間試験　#成績評価

＜参考文献＞

JASSO\_事例に学ぶ

（https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\_shien/chosa\_kenkyu/kaiketsu/ref/485.html）

＜関連質問＞

No．22

〈〈修学上の合理的配慮〉〉

**Q．**

**試験時の合理的配慮としてパソコン（PC）による回答を許可する際、どのような検討事項があるでしょうか。**

ポイント

使用する機器や具体的な取り決めについて、事前に受験生と確認が必要です。

まず、試験で使用するPCについて、個別の身体機能に対応した特別なPCが必要か、あるいは一般的なPCで対応ができるかを確認します。ただし、いずれのPCでも、インターネットに接続できないように設定したり、標準搭載されている画面収録機能の動作確認や予測変換履歴が残るアプリケーションを活用することで公平性を担保することができます。また、データ破損時の対応等の注意点も事前に共有しておくと、双方安心して試験を実施できるでしょう。

回答作成はスペルチェックが働かないテキストエディタ等を指定します。提出方法は、可能であれば、試験会場でそのまま試験終了時にプリントアウトし、他の学生の回答と同じように管理するとリスクが少ないでしょう。

#テストアコモデーション　#書字困難　#PCによる回答　#支援機器　#書字困難

＜参考文献＞

＜関連質問＞

No．23

〈〈修学上の合理的配慮〉〉

**Q．**

**入学試験で課す小論文試験に対して、書字困難に対応する合理的配慮の申請がありました。どのように考え、対応したらよいでしょうか。**

ポイント

大学入試等で課される小論文の多くは、書字の巧緻性や知識ではなく、論理的思考力や表現力を問うことが評価の本質だと思われます。そのため、障害等によって機能的に書字が困難な場合は、どのような方法であれば他の学生との公平性が担保されるか障害学生の意向、根拠資料等を参考にしながら対話の上で決定しましょう。

#テストアコモデーション　#小論文　#書字困難　#成績評価　#本質変更不可

#建設的対話

＜参考文献＞

JASSO\_事例に学ぶ

（https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\_shien/chosa\_kenkyu/kaiketsu/ref/456.html）

＜関連質問＞

PCによる回答を許可する場合、検討事項はNo.22に記載したとおりです。

No．24

〈〈修学上の合理的配慮〉〉

**Q．**

**定期試験において合理的配慮として別室受験の希望がありました。ただし、すべての試験にはテスト監督の配置が難しいため「過重な負担」として別室受験を断ってもよいでしょうか。**

ポイント

申請理由が妥当なものであれば、すべての試験では難しいとしても最大限の別室対応が求められます。ただし、定期試験で学生の能力を測るための合理的配慮には別室受験以外にも、様々な方法が考えられるので丁寧な聞き取りが必要です。例えば、ある試験ならば座席の配置の工夫で対応できるかもしれません。いずれにしても大学側も「過重な負担」として、一律の判断をすることは好ましくありません。

＜コメント＞

欧米ではテスティングセンターのように試験時の合理的配慮に対応する機能を別途用意しています。日本でも今後ニーズが増加することを想定すれば、そのような機能が必要となるかもしれません。ただし、テスティングセンターのような機能ができたとしても、各試験で変更及び調整可能な配慮事項について試験担当教員には主体的に考える責任があることを留意すべきです。

#テストアコモデーション　#別室受験　#個々のニーズ　#建設的対話　#非過重負担

#テスティングセンター

＜参考文献＞

＜関連質問＞

No．25

〈〈修学上の合理的配慮〉〉

**Q．**

**卒業研究の計画を立てることが困難な学生がいます。卒業研究への合理的配慮として妥当な範囲の助言がほしいです。**

ポイント

研究計画の立てることが「卒業研究」の目的・内容・評価の本質だとしても、研究計画を立てるためのサポートを検討する余地はあるでしょう。ただし、卒業論文はほとんどの学生がはじめて取り組むもので、多くの学生が不安に思っていることが想定されます。研究計画の立て方、進捗管理の方法等に関しては、多くの学生向けの指導の中で補える部分もあるかもしれません。全体指導でも課題が解決できない部分は合理的配慮の範疇で個別に対応する方法もあり得るでしょう。

#卒業研究　#合理的配慮　#UDL

＜参考文献＞

＜関連質問＞

No．26

〈〈修学上の合理的配慮〉〉

**Q．**

**下肢障害のある学生が、危険薬品を取り扱う実験科目への参加を希望しています。当該実験科目は立位で行うことが慣例で、講義担当教員が安全を確保できないと判断しています。この場合、見学によって参加とみなしてよいのでしょうか。**

ポイント

その慣例が当該科目の目的・内容・評価の本質であるかがポイントとなります。本質的ではない慣例によって合理的配慮の提供が妨げられることはあってはなりません。

立位以外の方法が認められる場合、予定されている実験内容について具体的に情報提供を行い、当該学生との対話を通してより良い方法を検討しましょう。例えば、TA（ティーチングアシスタント）を配置して障害学生が指示を出すことで能動的な参加とした例や支援機器を適切に使用することで実験への参加が可能になった例もあります。ただし、学生本人の希望があった場合でも医師や講義担当教員等の複数の客観的判断に基づき、安全配慮義務の観点から希望する方法での実技は難しいと判断する場合もあるかもしれません。

#実験科目　#慣例　#安全配慮義務　#本質変更不可　#建設的対話　#意向尊重

#下肢障害

＜参考文献＞

JASSO\_事例に学ぶ

（https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\_shien/chosa\_kenkyu/kaiketsu/ref/682.html）

＜関連質問＞

No．27

〈〈修学上の合理的配慮〉〉

**Q．**

**実験の安全な実施と、障害によって起こりうる事故発生等の危険性をどのように考慮すればよいでしょうか。本学では実験・実習では安全が全てに優先されます。そのため、転倒の可能性が他より高い障害学生が実験の見学をもって「実験・実習を修得した」と言ってもよいのでしょうか。**

ポイント

教育機関において安全が全てに優先されるのは全学生に共通します。したがって、組織側が先回りして”可能性が高い”ということを根拠とし、障害学生のみに実験の見学を指示するのは「不当な差別的取扱い」に当たる可能性があります。また、仮にすべての実験及びその手順で見学にした場合、当該学生はその科目の本質要件を満たせなくなる可能性があります。

障害学生の“学ぶ権利”を保証するためにどのような方法ならば参加ができそうか、建設的対話に基づく検討が必要でしょう。

#実験科目　#安全配慮義務　#予期不安　#不当な差別的取扱い　#建設的対話

＜参考文献＞

JASSOwebコラム

（https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\_shien/chosa\_kenkyu/kaiketsu/kiso/column5.html）

JASSO\_事例に学ぶ

（https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\_shien/chosa\_kenkyu/kaiketsu/ref/682.html）

＜関連質問＞

No．28

〈〈修学上の合理的配慮〉〉

**Q．**

**対人援助職の養成課程に所属する障害学生の「障害特性として対人関係の形成や対人コミュニケーションの不得手、グループワークや人前でのプレゼンテーションの困難さ」に対して、修学上の合理的配慮はどのように考えればよいでしょうか。**

ポイント

資格取得で求められる要件も合理的配慮により満たすことができるとすれば、それは必要な支援ということができます。そのため、資格取得や就職に関する要件と修学上の合理的配慮は切り分けて考える必要があります。各科目の目的・内容・評価の本質を考慮して修学支援を検討しましょう。

#テクニカルスタンダード　#合理的配慮　#対人援助職　#本質変更不可

#プレゼンテーション

＜参考文献＞

JASSOwebコラム

（https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\_shien/chosa\_kenkyu/kaiketsu/kiso/column4.html）

＜関連質問＞

No．29

〈〈修学上の合理的配慮〉〉

**Q．**

**学外実習に係るコーディネートに多くの労務負担がかかっています。実習先の都合もあり、障害学生の受け入れが難しい場合も少なくありません。大学として障害学生を受け入れてもらうためにどのように工夫ができるでしょうか。**

ポイント

障害学生と準備できることとして、実習のシミュレーション、配慮事項等の情報共有範囲の具体的検討が考えられます。

一方で学外実習を教育活動の一環として行っていれば、大学は実習先に対しても、障害学生のアドボケート（権利擁護）が求められます。前例の有無にとらわれず、積極的に実習先への理解啓発や開拓をしていきましょう。例えば、大学と実習機関で定期連絡会を開催し、双方の共通理解を持つ取り組みもあります。

#学外実習　#学外機関との連携　#アドボケート　#理解啓発

＜参考文献＞

JASSO\_事例に学ぶ

（https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\_shien/chosa\_kenkyu/kaiketsu/ref/232.html）

JASSO\_事例に学ぶ

（https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\_shien/chosa\_kenkyu/kaiketsu/ref/438.html）

＜関連質問＞

No．30

〈〈修学上の合理的配慮〉〉

**Q．**

**障害のある学生が留学を希望しています。そのため、留学希望校と配慮事項の伝達など様々なや調整を行っていますが、”受け入れは可能ですが、十分な支援を提供することは難しいです”と言われています。大学としてはこのような状況で学生を送り出しをしてもいいのだろうかと懸念しています。**

ポイント

どの制度に基づいて留学が実施されているかで、受け入れ校と送り出し校の責務が変わる場合があります。まずを制度を確認したうえで調整を進めていくことが大事です。ただ、調整に関しては、留学に限らず同様のことが言えますが、調整の経過を学生本人と共有し、その都度学生の意向を確認し、対話を積み重ねながら合意形成を図ります。

#留学　#意向尊重　#建設的対話　#学外機関との連携

＜参考文献＞

JASSOwebコラム

（https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\_shien/chosa\_kenkyu/kaiketsu/kiso/column5.html）

＜関連質問＞

No．31

〈〈修学上の合理的配慮〉〉

**Q．**

**障害のある留学生に対する合理的配慮に関してどのような点に留意すればよいでしょうか。**

ポイント

合理的配慮の観点で言えば、他の障害学生と同様の要件や基準を以て取扱うことが原則です。より効果的で効率的な支援の在り方を検討するために、当該学生の送り出し校とも連携を取ることも考えられます。また、言語的あるいは文化的にも高度な専門性が必要となる場合も少なくないため、留学生関係部署とも日頃から関係構築を図っておくとよいでしょう。

#留学生　#合理的配慮　#学内連携

＜参考文献＞

JASSOwebコラム

（https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\_shien/chosa\_kenkyu/kaiketsu/kiso/column5.html）

JASSOwebコラム

（https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\_shien/chosa\_kenkyu/kaiketsu/kiso/column4.html）

＜関連質問＞

No．32

〈〈修学上の合理的配慮〉〉

**Q．**

**視覚障害学生が受講している講義内で視覚資料を使用する場合、どのように対応すればよいでしょうか。**

ポイント

視覚障害学生への修学支援としては「資料の拡大」「テキストデータの提供」「視覚情報の読み上げ」「点訳」等が想定できます。ただし、講義によってどの方法で情報を得たいかは、講義内容や学生一人ひとりの障害の程度、学習スタイルによっても異なるでしょう。そのため、学生本人と丁寧に相談したうえで支援方法を決定していく必要があります。

#視覚障害　#支援方法　#個々のニーズ　#意向尊重

＜参考文献＞

JASSOハンドブック

（https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\_shien/hand\_book/08/03.html#gouritekihairyorei）

＜関連質問＞

No．33

〈〈修学上の合理的配慮〉〉

**Q．**

**テキストデータを作成する手順がイメージできません。**

ポイント

テキストデータ化の手順はHEAP事業WEBサイトに掲載されているTipsをご参照ください。

作業に取り組む前に、出版社にテキストデータと引き換えることが可能か国立国会図書館やサピエ図書館に既存データがないか問い合わせをしましょう。ちなみに京都大学において出版社からテキストデータの提供してもらえたケースは少ないわけではありません。テキストデータが引き換えられない場合は、必要に応じて大学図書館等と連携しながらテキストデータ化を行うこととなります。

#テキストデータ化　#学内連携

＜参考文献＞

HEAPwebサイト

（https://www.gssc.kyoto-u.ac.jp/platform/reports）

立命館大学生存学研究所

（https://www.ritsumei-arsvi.org/publication/center\_report/publication-center12/publication-193/）

＜関連質問＞

No．34

〈〈修学上の合理的配慮〉〉

**Q．**

**教科書をテキストデータ化するにあたって、教科書はどこの費用で購入すればよいでしょうか。**

ポイント

学生本人が購入した教科書に対してテキストデータ化を行うことが原則です。そのため、書籍の取り扱いは学生と相談しましょう。例えば、テキストデータ化のために裁断してもよいのか、一枚ずつスキャンするのかは学生のニーズによっても異なります。

#テキストデータ化　#費用負担　#機会平等

＜参考文献＞

＜関連質問＞

No．35

〈〈修学上の合理的配慮〉〉

**Q．**

**教室のオーディオ機器を活用して音声認識システムを運用したいです。必要なものや手順について教えてください。**

ポイント

教室のオーディオ機器から音声出力端子を見つけ、音声認識システムに音を入れるためのケーブルを用意します。どのケーブルが必要かは、オーディオ機器の端子や音声認識システムを駆動させる端末によって異なります。変換プラグやオーディオインターフェイスが必要となる場合もあります。

大学職員や障害学生支援担当者で技術的に対応できない場合は、出入り業者に相談するとよいでしょう（音響業者であれば、この話は非常に簡単な話です）。

#支援機器　#情報保障　#音声認識　#学内連携

＜参考文献＞

JASSO\_事例に学ぶ

（https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\_shien/chosa\_kenkyu/kaiketsu/ref/537.html）

＜関連質問＞

No．36

〈〈修学上の合理的配慮〉〉

**Q．**

**情報保障としてPCノートテイクを配置しているが、当該授業はレジュメを短時間で読み上げる発表形式で、専門用語が多く、情報保障がうまく機能していない状態です。どのように改善したらよいでしょうか。**

ポイント

情報保障の方法は臨機応変に考える必要があります。例えば、アナログな方法ですが読まれている箇所を指差しする方法や、場合によっては複数の方法を組み合わせることも考えられるでしょう。本ケースのようにレジュメや事前資料が準備できるならば、事前にPCノートテイクをスムーズに行うための「前ロール」を作成することも可能です。どの方法がより良い情報が得られそうかを障害学生と一緒に検討し、方法の決定や情報保障者の配置を行いましょう。

#情報保障　#PCノートテイク　#方法の見直し　#支援方法　#個々のニーズ

#建設的対話

＜参考文献＞

JASSO\_事例に学ぶ

（https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\_shien/chosa\_kenkyu/kaiketsu/ref/490.html）

＜関連質問＞

No．37

〈〈修学上の合理的配慮〉〉

**Q．**

**PCノートテイクで使用するPCはどの程度のスペックが必要でしょうか。**

ポイント

連係入力のためのアプリケーションの多くは処理上の負荷はあまり高くありません。そのためハイエンドモデルは必要ないでしょう。ただし、入力しやすいキーボードや有線LANケーブル端子、ある程度の耐久性があるものを基準に選定したほうがよいでしょう。

これらの選定に関しては使用予定のアプリと併せて、学内の専門家（情報処理センター等）に相談し、助言を得るのも良い方法の一つです。

#支援機器　#情報保障　#PCノートテイク　#学内連携

＜参考文献＞

PEPNet-Japan

（http://www.pepnet-j.org/web/modules/tinyd1/index.php?id=109&tmid=208）

PEPNet-Japan

（http://www.pepnet-j.org/web/modules/tinyd1/index.php?id=371&tmid=466）

JASSO\_事例に学ぶ

（https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\_shien/chosa\_kenkyu/kaiketsu/ref/537.html）

＜関連質問＞

No．38

〈〈修学上の合理的配慮〉〉

**Q．**

**OCRソフトが途中で強制終了してしまうがなぜでしょうか。**

ポイント

OCR機能は画像データを文字データに変換する際、CPUやメモリに相当な一時的負荷がかかっています。パソコンがその処理に耐え切れずにソフトがダウンしていることも想定できます。

テクノロジーの活用には高度な専門知識が必要となります。障害学生支援担当者として、そのような知識を身に着けておくことは望ましいことですが、全ての知識を完全に身に着けることは現実的ではありません。学内の専門家（情報処理センター等）へ助言を求められる関係性を構築できると良いでしょう。

#支援機器　#テキストデータ化　#学内連携

＜参考文献＞

JASSO\_事例に学ぶ

（https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\_shien/chosa\_kenkyu/kaiketsu/ref/537.html）

＜関連質問＞

No．39

〈〈修学上の合理的配慮〉〉

**Q．**

**大学講義における手話通訳の派遣利用を検討しています。地域通訳者の派遣について、どのような流れで依頼や調整を行えばよいでしょうか。費用負担の考え方についても教えてください。**

ポイント

本ケースは大学の本来的業務である教育活動における合理的配慮であり、その費用は大学負担と考えられます。ただし、予算が調整できても地域によっては通訳を担う人的リソースに限りがあり、安定した通訳派遣が難しいケースもあります。その場合でも、派遣担当者や障害学生や講義担当教員で協議し、適切な配置ができるように調整をしましょう。なお、派遣窓口がわからない場合は、各自治体の障害福祉課に直接お問い合わせください。

#手話通訳　#情報保障　#学外機関との連携　#費用負担

＜参考文献＞

PEPNet-Japan

(http://www.pepnet-j.org/web/modules/tinyd1/index.php?id=313&tmid=407)

＜関連質問＞

No．40

〈〈体制・システム〉〉

**Q．**

**何らかの機能障害があれば、修学に関する合理的配慮を提供する対象者となりますか。**

ポイント

必ずしも「機能障害がある＝合理的配慮提供の対象者」ではありません。合理的配慮の対象者か否かは個人のニーズや社会的障壁が生じているかがポイントであり、機能障害に関する診断は適否を判断するうえでの一要件に過ぎません。つまりこの場合は、機能障害の有無や程度ではなく、何か本人が困っていれば（社会的障壁が生じていれば）、合理的配慮の提供対象となり得ます。

#合理的配慮　#合理的配慮の対象者　#機能障害　#社会的障壁の除去

#合理的配慮の適格性

＜参考文献＞

第二次まとめ

（http://www.mext.go.jp/b\_menu/shingi/chousa/koutou/074/gaiyou/1384405.htm）

＜関連質問＞

No．41

〈〈体制・システム〉〉

**Q．**

**不慮の事故による一時的な怪我で松葉づえ利用を余儀なくされている学生がいます。当該学生が実験系の授業受講にあたり、TAの配置が必要だと考えられますが、そのコーディネーションは障害学生支援部署が対応すべきでしょうか。**

ポイント

大学によって障害学生支援担当部署の設立の経緯や関連部署との役割分担などが異なるため、判断は異なるでしょう。例えば、障害学生支援担当部署が持っているリソースやノウハウでスムーズに対応できる場合は、一時的な怪我であっても当該部署が対応することが妥当でしょう。ただし、障害学生支援の枠に当てはまらない場合、当該学生に対して支援する義務がないということではありません。原則として教育担当部局が責任を持ちながら、何らかの形で当該学生の修学を支援することが望ましいです。

#一時的な怪我　#障害学生支援部署　#教育担当部局　#学内連携

＜参考文献＞

JASSOwebコラム

（https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\_shien/chosa\_kenkyu/kaiketsu/kiso/column2.html）

＜関連質問＞

No．42

〈〈体制・システム〉〉

**Q．**

**発達障害のあることが推察される学生に対する合理的配慮の提供の適否や内容をどのように考えればよいでしょうか。**

ポイント

障害に関する確定的な診断がない場合でも、教育的ニーズが生じている学生に対して何らかの合理的配慮が提供される可能性はあります。その場合、配慮内容は個々のニーズや根拠資料に基づき決定されます。

#合理的配慮　#発達障害のあることが推察される学生　#合理的配慮の対象者

#個々のニーズ　#根拠資料　#合意形成

＜参考文献＞

JASSOハンドブック

（https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\_shien/hand\_book/03.html#hairyo）

＜関連質問＞

提供の適否については、No．40も併せて参照してください。

No．43

〈〈体制・システム〉〉

**Q．**

**発達障害のあることが推察される学生に合理的配慮を提供する場合には必ず根拠資料として“診断書”の提出を求めたいと考えています。その方向でよいでしょうか。**

ポイント

希望する配慮内容によって合意形成に必要な根拠資料は変わってくるため、一律に診断書を求める対応には違和感が残ります。例えば、軽微な環境調整等の申し出であるならば、合意形成のためには必ずしも診断書の提出が必要ではないでしょう。

なお、「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告　第二次まとめ」（文部科学省）には根拠資料の種類の例として、障害者手帳、診断書、心理検査の結果、学内外の専門家の所見、高等学校等の大学入学前の支援状況に関する資料等が挙げられています。

#発達障害のあることが推察される学生　#合理的配慮　#合理的配慮の適格性　#根拠資料　#診断書

＜参考文献＞

JASSOハンドブック

（https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\_shien/hand\_book/03.html#hairyo）

＜関連質問＞

No．44

〈〈体制・システム〉〉

**Q．**

**レポートの提出が滞っている学生が複数名いて、いずれも発達障害のあることが推察される学生です。スケジュール管理、レポートの書き方の指導等、何らかのサポートが必要かと思われます。障害学生支援部署が彼らのサポートを担えばよいのでしょうか。**

ポイント

障害種別ごとに支援内容が決まっているわけではないので、個々のニーズを聞き取ったうえで支援方法を決定する必要があります。修学支援を実施するうえで、必要な機能やリソースのすべてが障害学生支援担当部署にあるかは各機関の体制によっても異なります。そのため、学習サポートなど学内の他のリソースと連携できるとよいでしょう。

また、課題が滞る前に相談ができるように、入学時のオリエンテーションを活用して相談窓口について周知するのも有効な方法の１つです。

#発達障害のあることが推察される学生　#レポート　#スケジュール管理　#個々のニーズ

　#学内連携　#情報公開

＜参考文献＞

JASSO事例

（https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\_shien/chosa\_kenkyu/kaiketsu/case\_dev/486.html）

＜関連質問＞

No．45

〈〈体制・システム〉〉

**Q．**

**短期間で大量のテキストデータ化の要望が障害学生からありました。現状の学内資源では要望のすべてに対応することは難しく、どのように対応すればよいでしょうか。**

ポイント

現状の資源（マンパワー等）では対応が難しい場合には一時的に作業の外注も考えられますが、この対応を続けると非過重負担の制約を受けやすく、長期的に考えると支援の質の低下が懸念されます。そのため、短期間に集中した要望が寄せられる状況をどのように改善できるかがポイントになります。まず、当該学生と建設的対話が成り立つ関係を構築するところから始めましょう。同時に講義担当教員を含む学内関係者にはテキストデータ化に関する情報を事前に示しておくことで、作業効率を高める工夫が可能となります。

#テキストデータ化　#非過重負担　#支援の見直し　#建設的対話　#学内連携

#学外機関との連携

＜参考文献＞

＜関連質問＞

No．46

〈〈体制・システム〉〉

**Q．**

**本学では合理的配慮依頼文書を学内決済を経て発行しています。当該文書を科目担当教員に通知したところ、ある科目で「希望している配慮事項への対応が難しい」と言われてしまいました。当該科目の担当教員に対して、どのように対応すればよいか。**

ポイント

合意形成されていない内容が各講義担当に指示されるプロセスに違和感があります。合理的配慮に関する合意形成を行ううえで、多くの科目とは異なる対応が想定される講義があれば、予め当該科目の目的・内容・評価の本質と障害学生の意向を加味した支援方法の調整が必要です。個々の調整が生じた結果、支援内容について他の科目とは多少の差異が生じるかもしれません。本来ならば、教育担当部署で発行された通知に記載の方針に沿って、各科目でスムーズに合理的配慮を提供できるようなプロセスが望ましいでしょう。

ただし、客観的に妥当と思われる内容ついて一方的に合理的配慮の提供を拒否している場合、大学組織内で当該教員に対して然るべき是正を求める必要があります。

#合理的配慮依頼文書　#決定過程　#個々のニーズ

＜参考文献＞

JASSO\_事例に学ぶ

（https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\_shien/chosa\_kenkyu/kaiketsu/column/column13.html）

＜関連質問＞

No．47

〈〈体制・システム〉〉

**Q．**

**聴覚障害学生から受講するすべての講義で情報保障の提供が申請されています。しかし、予算の都合もあり、半期に5コマまでしかPCノートテイクを配置できません。すべての講義にPCノートテイクを配置できない理由として、当該学生に対しては「私立大学の合理的配慮の提供は努力義務のため」という回答で問題はないでしょうか。**

ポイント

大学の一方的な都合で建設的対話を終わらせてはいけません。障害者権利条約の趣旨や教育機関という公的な性質を鑑みたときに、合理的配慮の提供が「義務」か「努力義務」であるかの違いは合理的配慮の不提供の根拠となりません。むしろ、建設的対話の一方的な収束は「合理的配慮の不提供による不当な差別的取扱い」として私立大学でも法令違反に該当する可能性もあります。

現状で障害学生が修学するうえでの望ましい支援を提供できない場合でも、現状で最大限可能な配慮を提供しながら絶え間なく建設的対話を続けます。引き続き、支援体制の構築を図り、その水準を向上することが求められます。

#建設的対話　#合理的配慮の不提供　#努力義務

＜参考文献＞

JASSOwebコラム

（https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\_shien/chosa\_kenkyu/kaiketsu/kiso/column3.html）

＜関連質問＞

No．48

〈〈体制・システム〉〉

**Q．**

**障害学生から合理的配慮としてPCノートテイクの配置希望が申請されました。本学では支援補助学生の養成や配置が難しいため、今後も担当教員からの講義資料の提供のみで対応していこうと考えていますがよいでしょうか。**

ポイント

本ケースのように、申請の段階で障害学生の意向に十分沿える体制が整っていない場合もあり得ます。ただし、障害学生の“学ぶ権利”を保障するために、現状の中で最大限可能な配慮を提供しながら、継続的に支援の量と質を向上させる手立てを講じましょう。

また、情報保障を外注することも考えられますし、支援補助学生の養成に関して外部講師の招聘や近隣大学との連携を実施している例も少なくありません。

#建設的対話　#合理的配慮　#PCノートテイク　#支援補助学生

＜参考文献＞

JASSOwebコラム

（https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\_shien/chosa\_kenkyu/kaiketsu/kiso/column4.html）

＜関連質問＞

No．49

〈〈体制・システム〉〉

**Q．**

**本学では、大学院生は研究者としても実践者としてもより自立的な存在とみています。そのため、大学院生に対する合理的配慮は、学部生に提供する基準と異なると考えてよいでしょうか。**

ポイント

学部生であっても大学院生であっても、学生の自助努力を求めるものと合理的配慮として何らかの支援を提供するものとの切り分けは必要です。大学院生だからといって、合理的配慮の提供範囲や内容が制限されるわけではありません。

#大学院生　#自立　#合理的配慮

＜参考文献＞

＜関連質問＞

No．50

〈〈体制・システム〉〉

**Q．**

**支援体制を充実させるために、どのような支援機器を準備しておくとよいでしょうか。**

ポイント

どのような支援機器があるかはHEAP事業WEBサイトに掲載されている「貸出機器一覧」をご参照ください。

また、購入に関してはいくつかの段階に分けて考えるとよいでしょう。まずは、現状在籍している障害学生の支援を最優先に考えて、早急に必要なものの準備が優先になるでしょう。次に、現在在学している障害学生が進級した際に必要と想定される支援（例えば、研究活動）がより充実するものを考えるとよいでしょう。最後に、仮に現在ニーズがなくても現状の施設設備においてバリアフリー化されていないものがあれば候補となるでしょう。

#事前的改善措置　#支援機器

＜参考文献＞

JASSO\_事例に学ぶ

（https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\_shien/chosa\_kenkyu/kaiketsu/ref/576.html）

＜関連質問＞

No．51

〈〈体制・システム〉〉

**Q．**

**障害学生支援の専門部署の設置が難しい小規模校で実施可能な「事前的改善措置」としてどのようなものが考えられますか。**

ポイント

事前的改善措置は施設・設備のバリアフリー化のようなハード面だけではなく、制度の見直しや理解啓発のソフト面も含めます。特に小規模校の場合は、多くの学生に対してメリットがあるものから整備することで結果的に障害のある学生が学生生活を送りやすくなる可能性が高まります。学びのユニバーサルデザイン（UDL）の観点で学習方法や内容を検討することは、障害のある学生はもちろんのこと障害のない学生に学びやすさも亢進させることができます。この機会に学習環境の向上に努めることで大学の存在価値を高めることに繋がるかもしれません。

#事前的改善措置　#小規模校　#理解啓発　#UDL

＜参考文献＞

＜関連質問＞

No．52

〈〈体制・システム〉〉

**Q．**

**科目担当教員から「合理的配慮を提供したうえでどのように成績評価を行えばいいのか」という問い合わせがありました。そこで当該講義のシラバスを確認しましたが、当該講義の具体的な評価基準がシラバスに明記されていませんでした。どのように合理的配慮に関する助言をすればいいでしょうか。**

ポイント

本来であれば合理的配慮を提供したからといって、他の学生と成績評価に何ら違いは生じません。

ただし、本ケースのようにシラバス等に具体的な評価基準が明記されていないことは、当該講義において障害の有無にかかわらず、全ての学生に対して透明性のある成績評価が困難な状況だと思われます。これは合理的配慮としての課題ではなく、シラバスそのものの是正が必要です。評価基準が明記されてはじめて、その本質を変えない範囲で合理的配慮を検討することが可能になります。

#合理的配慮　#成績評価　#シラバス　#機会均等

＜参考文献＞

JASSOハンドブック

(https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\_shien/hand\_book/03.html#shirabasu）

JASSO\_事例に学ぶ

（https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\_shien/chosa\_kenkyu/kaiketsu/column/column13.html）

＜関連質問＞

No．53

〈〈学生生活全般〉〉

**Q．**

**いつも最前列に座っている学生が、授業途中で質問をしてきます。質問内容は的を得ているのでその都度質問に応答していますが、一方で質問の頻度が過度になるときもあり、他の学生がどう思っているのかが気になっています。**

ポイント

講義の進め方を構造化して質問可能な場面を明示したり、WEBアンケートシステムを利用して集積した質問に対して回答することも可能でしょう。

一方で、当該学生の行動が他の学生の著しい権利侵害となっている場合、それも加味した合理的配慮の検討も考えられるでしょう。

#発達障害のあることが推察される学生　#UDL　#構造化

＜参考文献＞

＜関連質問＞

No．54

〈〈学生生活全般〉〉

**Q．**

**発達障害のあることが推察される学生に「遠慮せずに困ったらいつでも相談に来ても構わない」と促していますが、なかなか自発的な相談に繋がりません。ただ、成績も不調で教員として心配しています。**

ポイント

「遠慮せず」や「いつでも」というのは言葉は、発達障害の傾向のある学生にとっては実は非常に抽象的な指示です。具体的に相談の仕方や時間帯を提示することで、質問しやすい状況が生まれるかもしれません。

#発達障害のあることが推察される学生　#UDL　#構造化

＜参考文献＞

＜関連質問＞

No．55

〈〈学生生活全般〉〉

**Q．**

**障害学生の自己理解やセルフ・アドボカシースキルを育てるために、教育機関としてできることはあるでしょうか。**

ポイント

大学によっては個別または集団プログラムで自己理解やセルフ・アドボカシースキルを向上させる取組みも可能かもしれません。一方で、修学上の合理的配慮を検討する過程では、必ず学生本人の意向を尊重しながら建設的対話を繰り返していくことになります。この営みは障害学生に自己理解を促し、セルフ・アドボカシースキルを向上させるものとなるでしょう。そのため、まずは教育機関の本来業務である修学支援を丁寧に行うところから取り組むと良いでしょう。

#自己理解　#セルフ・アドボカシー　#建設的対話　#意向尊重

＜参考文献＞

JASSOハンドブック

（https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\_shien/hand\_book/03.html#hairyo）

平成30年度　障害学生支援専門テーマ別セミナー【発達障害就労支援】\_桶谷文哲氏

（https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\_shien/event/theme/h30/\_\_icsFiles/afieldfile/2018/12/17/oketani04.pdf）

＜関連質問＞

No．56

〈〈学生生活全般〉〉

**Q．**

**大学としては障害学生の自立を尊重したいと考えて支援を実施しています。困り感はあるものの具体的な支援ニーズを表明できない学生に対して、大学から支援方法を提示するべきか否かを迷っています。**

ポイント

学生本人の意向を確認することは大事です。ただ、学生の中には、修学上の合理的配慮を検討するうえではじめから具体的な困難さやその解決策を見いだせていない人も少なくありません。その場合、学生本人との対話を基に様々な方法を模索しながら、最善の方法を見つけていくプロセスも考えられるでしょう。

#困り感　#自立　#セルフ・アドボカシー　#支援方法　#意向尊重　#建設的対話

#エンパワーメント

＜参考文献＞

平成30年度　障害学生支援専門テーマ別セミナー【発達障害就労支援】\_西村優紀美氏

（https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\_shien/event/theme/h30/\_\_icsFiles/afieldfile/2018/12/14/K\_nishimura01.pdf）

ひと呼吸

(https://www.gssc.kyoto-u.ac.jp/platform/hitokokyu/index.html)

JASSOハンドブック

（https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\_shien/hand\_book/03.html#hairyo）

＜関連質問＞

No．57

〈〈学生生活全般〉〉

**Q．**

**大学管理の学生寮に在籍している学生で、寮生活での支援が必要と思われる学生がいます。寮生活に関して大学としてどこまで対応すればよいでしょうか。**

ポイント

大学寮に限りませんが、障害のある学生の生活支援に関する合理的配慮の提供範囲に関しては、学校側が提供するサービス範囲（本来業務）をどのように定めているかによって範囲は変わります。例えば、大学等の責任により教育サービスの一環として学生寮を提供していれば、必要な支援を提供することは大学の対応範囲内に該当する可能性があります。

#大学寮　#寮生活　#生活支援　#本来業務付随

＜参考文献＞

JASSO紛争

（https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\_shien/chosa\_kenkyu/kaiketsu/scene\_dor.html）

JASSO\_事例に学ぶ

(https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\_shien/chosa\_kenkyu/kaiketsu/ref/315.html)

＜関連質問＞

No．58

〈〈学生生活全般〉〉

**Q．**

**大学は修学支援以外に生活支援（一人暮らしのサポート等）も提供する必要があるでしょうか。**

ポイント

各大学で本来業務（学生一般に提供している事業やサービス内容）に付随するものであるかを検討する必要があるでしょう。そのうえで本来業務に付随するものであると判断されれば、大学の対応範囲内に該当するものと考えられます。

ただし、下宿先での生活支援に関しては、教育機関である大学が直接支援を行うのではなく、外部資源や福祉サービスを活用できるように助言・連携を行うことで障害学生の自立生活を支えていく例が多いようです。

#生活支援　#本来業務付随　#学外機関との連携

＜参考文献＞

JASSOwebコラム

（https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\_shien/chosa\_kenkyu/kaiketsu/kiso/column6.html）

JASSO\_事例に学ぶ

(https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\_shien/chosa\_kenkyu/kaiketsu/ref/315.html)

＜関連質問＞

No．59

〈〈学生生活全般〉〉

**Q．**

**重度障害のある学生の通学支援について、大学はどこまでするべきなのでしょうか。**

ポイント

各大学で本来業務（学生一般に提供している事業やサービス内容）に付随するものであるかを検討する必要があるでしょう。例えば、大学が最寄り駅まで通学バスを提供している場合、最寄り駅からのアクセスは当該大学在籍学生が享受する権利とも言えます。そのため、障害学生についても最寄り駅と大学間の通学を保障するのは合理的配慮の範疇として考えられます。

#通学　#本来業務付随　#学外機関との連携　#重度障害

＜参考文献＞

JASSOwebコラム

（https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\_shien/chosa\_kenkyu/kaiketsu/kiso/column6.html）

文部科学省　先導的大学改革推進委託事業「重度障害学生に対するあり方に関する研究調査 報告書」

（http://www.mext.go.jp/a\_menu/koutou/itaku/\_\_icsFiles/afieldfile/2019/10/25/1422185\_1.pdf）

厚生労働省事業\_重度訪問介護利用者の大学等の修学支援

（http://www.kaigoseido.net/topics/18/syugakusien.htm）

＜関連質問＞

No．60

〈〈学生生活全般〉〉

**Q．**

**肢体不自由の学生への支援は全国の大学でどの範囲まで実施されていますか。例えば、食事やトイレの介助も大学が提供する範囲と考えられるのでしょうか。**

ポイント

関連省庁等でいくつかの研究調査が行われていますが、少なくとも修学支援に関するものは教育機関である大学の責務と言えるでしょう。ただし、生活支援に関する部分は、各大学で本来業務（学生一般に提供している事業やサービス内容）に付随するものであるかを検討する必要があるでしょう。

一般的に食事やトイレ等の個別性の高い介助に関しては、安全にそして安定して運用するための工夫が必要となり、学外リソースの活用も検討するとよいでしょう。

#トイレ介助　#食事介助　#合理的配慮の提供範囲　#本来業務付随　#学外機関との連携

＃肢体不自由

＜参考文献＞

JASSOwebコラム

（https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\_shien/chosa\_kenkyu/kaiketsu/kiso/column6.html）

JASSO\_事例に学ぶ

(https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\_shien/chosa\_kenkyu/kaiketsu/ref/315.html)

文部科学省　先導的大学改革推進委託事業「重度障害学生に対するあり方に関する研究調査 報告書」

（http://www.mext.go.jp/a\_menu/koutou/itaku/\_\_icsFiles/afieldfile/2019/10/25/1422185\_1.pdf）

＜関連質問＞

No．61

〈〈移行支援〉〉

**Q．**

**障害に関する診断を受けてない生徒やその保護者からの相談を受けなければなりませんか。**

ポイント

障害に関する診断を受けてなくても、相談を受けることで本人（や保護者）の安心感が高まるのであるならば、対応することに問題が生じるとは思いません。入学前相談したうえで合理的配慮の申請に至らない場合でも、本人の意向やニーズを確認できる相談の場となれば、将来的な「意思の表明」への働きかけにもなるでしょう。

#高大接続　#診断のない学生　#障害学生支援担当部署　#入学前相談　#意向尊重

#意思の表明への働きかけ

＜参考文献＞

第二次まとめ

（http://www.mext.go.jp/b\_menu/shingi/chousa/koutou/074/gaiyou/1384405.htm）

＜関連質問＞

No．62

〈〈移行支援〉〉

**Q．**

**本学の受験案内には「事前相談と事前申請を行わず受験した場合は、修学上の配慮を行えない可能性がある」と記載している。この記載に問題はないでしょうか。**

ポイント

このような事項を記載する必要はないでしょう。

合理的配慮の必要性は入学後に判明することや新たに生じることが多々あります。合理的配慮の提供は申請時期に関わらず教育機関としての責務です。

また、申請時期に関わらず、希望通りの配慮事項が提供できない場合もあるでしょう。この際も現状の中で最大限の手立てを尽くしながら、継続的な支援の量と質の向上が求められます。

#入学前相談　#申請時期　#建設的対話　#情報開示

＜参考文献＞

＜関連質問＞

No．63

〈〈移行支援〉〉

**Q．**

**障害のある受験生から申し出があり、入学試験の合理的配慮に関する聞き取りを実施しました。当該受験生は現状PC操作を十分に習得していないため、代筆等での配慮を希望しています。入学試験時は代筆で対応したとしても、入学後に代筆による支援を提供することは難しく、特定技能に関するディプロマポリシーの不達成も想定されます。当該受験生に対して、他の大学や学部を受験するように伝えるべきでしょうか。**

ポイント

入学試験時の支援と修学上の支援は分けて考える必要があります。大学側が入学後に想定される支援を一方的に先回りして、受験時と同様の支援の提供が難しいこと等を理由に受験そのものの拒否、試験時の合理的配慮の不提供を申し出てはいけません。試験で問う本質や内容（または変更できない内容）をポリシー等に具体的に明示し、自分にあった学部かどうかを受験生自身が選択します。それらの内容は障害者を排除するものではなく、建設的対話を積み重ねるうえでの基準とするものです。

また、相談時には習得されていないスキルであっても、多くの大学及び講義において合理的配慮として認められる可能性が高い代替方法について情報提供することは障害のある受験生にとっても有益な情報となるでしょう。

#入学前面談　#テストアコモデーション　#３つのポリシー　#建設的対話　#高大接続

#情報公開

＜参考文献＞

＜関連質問＞

No．64

〈〈移行支援〉〉

**Q．**

**新入生のなかには高校からの支援記録の引継ぎがあっても、具体的な支援ニーズを表明できない学生がいます。何らかの指導が必要かと思うのですが、こうした学生にどのように対応したらよいでしょうか。**

ポイント

大学進学までに何らかの支援を受けてきた学生であっても、「合理的配慮」として何を求めてよいのかわからない場合は少なくありません。インテークで、高校と大学での支援の在り方の違いを丁寧に説明しながら、「合理的配慮とは何か」を伝えておくことが必要かもしれません。また、大学WEBサイトに支援窓口など関連情報を記載しておくことは有用な手掛かりになるかもしれません。

#高大接続　#個別支援計画　#セルフ・アドボカシー　#情報公開　#エンパワーメント

＜参考文献＞

JASSO\_事例に学ぶ

（https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\_shien/chosa\_kenkyu/kaiketsu/ref/446.html）

＜関連質問＞

No．65

〈〈移行支援〉〉

**Q．**

**本学の受験案内には「受験上の配慮」に併せて「入学後の修学及び学生生活上の配慮」を必ず申請するように記載しています。この申請様式に問題はないでしょうか。**

ポイント

本様式については、是正を検討するとよいでしょう。

本ケースの「入学以降に関する情報」のように受験上の合理的配慮を検討する段階で不要な情報について、出願時の必須要件とするのは好ましくありません。この場合、入学後の修学支援の準備への着手が遅れることを懸念されるかもしれません。しかし、それについては受験上の配慮事項と別の相談窓口に関する情報を明記することで、入学希望者が事前相談に繋がりやすくなります。そうすることで、入学後の支援に対する準備を早期に開始することが可能となるかもしれません。

#受験案内　#入学前相談　#情報公開　#高大接続

＜参考文献＞

＜関連質問＞

No．66

〈〈修学上の合理的配慮〉〉

**Q．**

**合理的配慮と教育的配慮との違いはどのように理解すればよいでしょうか。**

ポイント

各教職員による教育上の理念や個人の善意に基づく工夫等、このような文脈で“支援”と呼ばれるものの多くは教育的配慮に区分されると考えられます。一方で合理的配慮は、障害者差別解消法に基づき、その不提供が禁止されています。また合理的配慮と呼べるのは、複数の要件を満たしたものであって、かつ建設的対話に基づいて合意形成がなされたものです。つまり、よりフォーマルな配慮ということができるため、教育的配慮と比べたときに、組織としての提供責任や双方向性が明らかです。

なお、教育的配慮の必要性を否定するものではなく、実際には障害の有無にかかわらず教職員の裁量等で何らかの対応がなされるという場面は少なくないでしょう。つまり、多様な学生が学ぶうえでどちらも必要な措置といえると思います。それぞれの位置づけや機能を正しく認識したうえで、適切な運用が求められます。

#合理的配慮　#教育的配慮

＜参考文献＞

＜関連質問＞

No．67

〈〈修学上の合理的配慮〉〉

**Q．**

**とある障害のある学生が合理的配慮の提供を希望しているが、一方で講義担当教員にも障害に関する個人情報を伝えたくないと言っています。それをどのように考えればよいでしょうか。**

ポイント

原則として学生本人の意向が重視されますが、一方で個人情報を開示しないことで提供される合理的配慮の内容としては一定の制限が生じることを伝える必要があります。このことを事前に障害学生と確認しておきましょう。

また個人情報の共有範囲について具体的に明示し、その都度障害学生と共有しておくことで、合理的配慮を受けることへの抵抗感の軽減に繋がるかもしれません。

#合理的配慮　#プライバシー

＜参考文献＞

＜関連質問＞

No．68

〈〈修学上の合理的配慮〉〉

**Q．**

**とある障害のある学生に対する合理的配慮について、ある講義とまた別の講義とで合理的配慮の対応の仕方が異なってきています。やはり統一した対応が望ましいでしょうか。**

ポイント

合理的配慮は個別具体的にその内容を検討されるものなので、例えば講義が変わったり、担当部局が変わったときに提供される内容が変わることもあり得ます（内容が画一的でないことに不具合はありません）。ただし、それぞれが合理的配慮に関する妥当な判断がなされていることが前提であるので、仮にどちらかあるいは双方が妥当な判断をしていない場合は是正されるべきです。“合理的配慮”は一律の対応を提供するものではないことを再度見直してください。

なお、合理的配慮の内容が場面によって変わるものであることは、学生本人にも事前に十分に説明しておく必要があるでしょう。

#合理的配慮　#個々のニーズ

＜参考文献＞

＜関連質問＞

関連する質問として、No14も併せてご参照ください。

No．69

〈〈修学上の合理的配慮〉〉

**Q．**

**ノートテイクの配置を障害学生から要望されています。ただ、全科目に配置するだけの十分な支援補助学生の確保ができておらず、突然の申し出であったため予算確保も十分ではありません。そのため、実際の配置は当面取りやめようと思っています。**

ポイント

権利侵害が生じているとすれば、合理的配慮を提供が求められます。現状で最大限可能な配慮を提供しながら、その水準の向上を前提とした建設的対話を続けます。この場合、情報保障者の配置だけでなく、事前資料や追加資料の提供など複数の手段も考えられます。

また、合理的配慮の提供にあたって予算的な課題があるとすれば、大学本部とも相談して全学的な解決が必要でしょう。

#合理的配慮　#建設的対話　#予算

＜参考文献＞

JASSOWebコラム

（https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\_shien/chosa\_kenkyu/kaiketsu/column/column16.html）

※学生サポーター養成に関してはTipsシートを公開予定です（2020年2月に公開予定）。

＜関連質問＞

関連する質問として、No.47も併せてご参照ください。

No．70

〈〈修学上の合理的配慮〉〉

**Q．**

**発達障害のあることが推察される学生が修学に困難を示しています。修学支援を実施するにあたり、まずは医療機関の受診や障害者手帳の取得を促したいと思いますが、そのような対応でよろしいでしょうか。**

ポイント

学生本人が現在求める支援に対して根拠となりうるものがすでにあるならば、これらは必要ではありません。しかし、本人が現時点で持っている情報でその困難さを説明できない場合は、本人の状態をさらに知るための何らかの根拠や情報の提出を求めることで支援も効果的になるでしょう。ただし、この求める根拠や情報が医学的診断なのか心理的所見なのかはケースによって異なります。ただし、少なくとも修学支援を行うにあたって障害者手帳の有無によって、判断が左右されるものは少ないと考えられます。

#発達障害のあることが推察される学生　#受診　#障害者手帳　#根拠資料

＜参考文献＞

根拠資料の例について「第二次まとめ」も併せてご参照ください。

（http://www.mext.go.jp/b\_menu/shingi/chousa/koutou/074/gaiyou/1384405.htm）

＜関連質問＞

関連する質問として、No.43も併せてご参照ください。

No．71

〈〈修学上の合理的配慮〉〉

**Q．**

**精神障害のある学生がいます。修学よりも治療を優先する必要がある可能性が高く、対応に困っています。**

ポイント

合理的配慮の提供を受けて修学を進めることや治療に専念する、またはその折衷案を取るなどは、ケースによっても異なります。学生本人の想いや医師（かかりつけ医・学校医）の診断、今後履修する予定の科目など、判断する材料を具体的に列挙したうえで判断する必要があるでしょう。

また、必要に応じて長期履修制度を活用できると良いかもしれません。

#精神障害　#治療

＜参考文献＞

JASSOwebコラム

（https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\_shien/chosa\_kenkyu/kaiketsu/kiso/column4.html）

JASSOwebコラム

（https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\_shien/chosa\_kenkyu/kaiketsu/kiso/column17.html）

＜関連質問＞

No．72

〈〈修学上の合理的配慮〉〉

**Q．**

**合理的配慮を提供したものの、結果的に単位取得ができなかったケースがありました。この時、当該学生の保護者から成績評価に関する不服申立てがありましたが、どのように対応すればよいでしょうか。**

ポイント

いわゆるインフォームドコンセントとして、合理的配慮の理念や目的を事前にそして明示的に確認しておくことが大切です。

またこの質問では「保護者からの申し出」となっていますが、まずは学生本人がどのように考えているかということを聞き取ることが重要です。

#保護者　#保護者からの申し出　#成績評価　#不服申立て

＜参考文献＞

＜関連質問＞

関連する質問として、No.1、No.6やNo.10も併せてご参照ください。

No．73

〈〈修学上の合理的配慮〉〉

**Q．**

**不登校で学校に来ることが難しく、出席日数に関して保護者から相談が入っています。本人とは会えていませんが、保護者曰く「発達障害の診断が出ている」ということで、大学としてどのように対応したらよいでしょうか。**

ポイント

大学という組織の場合、保護者からの申し出のみで支援をしていくというのは、現実的に難しいと考えられますし、何より合理的配慮の本質を考えても齟齬が生じてしまいます。保護者との連携も大事である一方、本人の状況やニーズを確認して、本人と支援の方向性を考えていくことがプロセスとして大事になるでしょう。ただし、保護者にもこういった理解を促すための相談も必要になります。

また、大学以外の地域リソースの活用もできるように、事前に近隣の地域リソースを把握しておくことも大切です。

#保護者　#保護者からの申し出　#保護者との連携

＜参考文献＞

JASSOwebコラム

（https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\_shien/chosa\_kenkyu/kaiketsu/column/column15.html）

＜関連質問＞

No．74

〈〈修学上の合理的配慮〉〉

**Q．**

**保護者が配慮依頼文書の通知を強く希望していますが、学生本人にはその意向はありません。このような場合、どのように対応するべきでしょうか。**

ポイント

この場合、保護者の言うとおりの対応することは好ましくありません。学生本人とも確認しながら進めましょう。

#保護者　#保護者からの申し出　#意向尊重

＜参考文献＞

JASSOwebコラム

（https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\_shien/chosa\_kenkyu/kaiketsu/column/column15.html）

＜関連質問＞

No．75

〈〈修学上の合理的配慮〉〉

**Q．**

**障害のある学生から修学支援に関する相談がありました。何らかの支援を検討しようと思いますが、支援を実施するにあたって保護者との連携は必須でしょうか。**

ポイント

ケースによって保護者との連携が有効に作用する場合もありますが、保護者との情報共有や連携の在り方は学生本人と相談しながら決めればよいでしょう。合理的配慮の提供は、あくまで学生本人の意向に基づいて行われるものです。仮に保護者の意向と異なる場合は、当然ながら学生本人の意向を優先すべきです。

#保護者　#保護者との連携

＜参考文献＞

JASSOwebコラム

（https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\_shien/chosa\_kenkyu/kaiketsu/column/column15.html）

＜関連質問＞

No．76

〈〈修学上の合理的配慮〉〉

**Q．**

**本学では障害のある学生に何らかの支援を行うにあたって、“保護者への連絡”を必須事項としております。最近、とある学生が保護者への連絡を拒否していて困っています。この場合どのように考えればよいでしょうか。**

ポイント

そもそも“保護者への連絡”を必須事項とする仕組み自体が場合によっては、障害者差別解消法で禁止されている“不当な差別的取扱い”となる場合があります。保護者との連携が必要であれば、そのことを学生本人にも説明して、合意形成を得ることが必要です。つまり、一般的に考えれば合理的配慮を行ううえで保護者との情報共有は必須事項とはいえません。

#保護者との連携　#意向尊重　#不当な差別的取扱い

＜参考文献＞

＜関連質問＞

関連する質問として、No.3も併せてご参照ください。

No．77

〈〈学生生活〉〉

**Q．**

**発達障害のあることが推察される学生の単位取得状況が芳しくありません。大学側から支援の提案をしたところ、本人がそれを受け入れずに困難さが継続しています。どういった対応が必要でしょうか。**

ポイント

学生本人の意向を十分に反映しながら対話を行っているのか、あるいは大学側の提案を納得できない理由の確認が必要でしょう。

#発達障害のあることが推察される学生　# 意向尊重　#合意形成

＜参考文献＞

JASSOwebコラム

（https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\_shien/chosa\_kenkyu/kaiketsu/column/column15.html）

＜関連質問＞

No．78

〈〈学生生活〉〉

**Q．**

**支援を受けている障害学生の単位取得が思わしくありません。保護者に何らかの連絡をするべきでしょうか。**

ポイント

障害の有無にかかわらず、大学によって成績開示の仕組みはさまざまだと思われるので、この質問への一律の回答は難しいです。仮に障害のある学生の保護者のみに成績を開示行うのであれば、事前に学生本人と相談をし合意形成を図ることが必須です。

#保護者　#意向尊重

＜参考文献＞

＜関連質問＞

No．79

〈〈移行支援〉〉

**Q．**

**本学は支援リソースも限られて、障害学生支援に関する専門部署も設置しておりません。そのため、障害のある受験希望者に対して、入学後の十分な対応が困難であるために受験する大学を再検討するように促そうと思っています。その対応でよろしいでしょうか。**

ポイント

どのように表現したとしてもそれは暗に入学を拒否していることと同じ（不当な差別的取扱い）と思われても仕方がありません。全学的な支援体制や専門的人材がいないことでその対応に苦慮されることはあるかと思われますが、学内組織や専門的人材の有無と合理的配慮の提供の有無は別の問題です。

法的に義務付けられた合理的配慮の提供を多くの教職員が適切に実施するためにも、ノウハウや情報を蓄積できる仕組みを作ることは重要です。結果的に効果的・効率的に機能させるために、専門部署を設置することもあれば、既存の部署がその機能を兼ねることもあるでしょう。これは大学の規模等によっても変わるものだと思われます。

#不当な差別的取扱い　#受験前相談

＜参考文献＞

JASSO\_はじめて障害のある学生を受け入れるにあたって

（https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\_shien/guide\_kyouzai/start\_guide/）

＜関連質問＞

関連する質問として、No.63やNo.80も併せてご参照ください。

No．80

〈〈移行支援〉〉

**Q．**

**これまで在籍実績のない障害種の受験生から事前相談を受けています。前例もなく現状の支援体制も十分でないために、本学としては、入学が決定する前の時点で十分な対応を約束できません。どのように伝えればよいでしょうか。**

ポイント

前例や支援実績の有無と合理的配慮を提供責任は全く関連しません。前例がない場合でも前例がある場合でも、合理的配慮の提供プロセスに沿って、個別具体的にその内容の検討が必要です。なお、障害があることあるいは支援の必要性によって入学を再検討してもらうような対応は「不当な差別的取扱い」にあたる行為です。

#入学前相談　#不当な差別的取扱い　#建設的対話　#高大接続

＜参考文献＞

JASSOwebコラム

（https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\_shien/chosa\_kenkyu/kaiketsu/kiso/column7.html）

＜関連質問＞

関連する質問として、No.63やNo.79も併せてご参照ください。

No．81

〈〈移行支援〉〉

**Q．**

**障害のある受験希望者から入学に関する相談がありました。本人の機能障害の状態から本学部で学んだ先にある国家資格の受験やその職業に就けるのか懸念があります。この場合、入学を再検討してもらうほうがよいでしょうか。**

ポイント

教育の機会とその後（社会移行）の機会は分けて考えるべきでしょう。「（機能）障害があったら、働けないのではないか」ということが先入観や慣例に基づくものではないか見直す必要があるでしょう。本来、大学に求められているのは、障害のある学生が国家資格の受験や職場において合理的配慮を求めるうえで必要となる具体的な経験を教育の機会において提供することです。

#入学前相談　#意向尊重　#高大接続　#不当な差別的取扱い　#テクニカルスタンダード

＜参考文献＞

第二次まとめも併せてご参照ください。

（http://www.mext.go.jp/b\_menu/shingi/chousa/koutou/074/gaiyou/1384405.htm）

※今後PHED事業の成果の１つとして、SIG-TSのQIも公開予定です。併せてご参照ください。

＜関連質問＞

関連する質問として、No.28も併せてご参照ください。

No．82

〈〈移行支援〉〉

**Q．**

**高大接続に関して、大学側あるいは高校側が意識しておくべきことはありますか。**

ポイント

高校で実施している支援の内容を大学に引き継ぐことは、生徒や学生がスムーズに大学生活に移行していくうえで重要です。大学にどのように接続していくかはぜひ前向きに考えていっていただけたらと思いますし、そのことは適宜本人とも相談して進めてください。

#高大接続　#意向尊重

＜参考文献＞

※本項目に関してはTipsシートを作成予定です（2020年2月に公開予定）。

＜関連質問＞

No．83

〈〈移行支援〉〉

**Q．**

**障害のある学生に対してインターンシップの機会は有効だと考えています。障害のある学生が参加できるインターンシッププログラムはありますか。**

ポイント

障害のある学生に特化したインターンシッププログラムでなくても、合理的配慮の提供を求めながら通常のインターンシッププログラムに参加する方法も考えられます。障害のある学生に特化したプログラムを実施している企業もありますので、ぜひご活用ください。

＜コメント＞

昨今は大学独自のインターンシッププログラムを企画するところも増えてきており、障害のある学生に特化したものを企画しているところもあるかと思います。そのこと自体は選択肢が増えるという意味では望ましいことですが、実施するにあたり、通常のインターンシッププログラムをどのように広く活用できるか検討することも大事なことです。

#社会移行　#インターンシップ

＜参考文献＞

JASSOwebコラム

（https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\_shien/chosa\_kenkyu/kaiketsu/kiso/column8.html）

＜関連質問＞

No．84

〈〈移行支援〉〉

**Q．**

**学内で就職に関する説明会やインターンシッププログラムを提供しています。障害のある学生が参加する場合、どのように対応すればよいでしょうか。**

ポイント

大学が責任を持って開催している就職活動のイベント（説明会やインターンシップ等）ならば、当然合理的配慮の提供の対象となります。例えば、説明会で情報保障を行ったり、プログラムの参加に伴う合理的配慮の提供も必要となります。

多くの学生に提供しているサービスについては、本来業務に附随するものとして合理的配慮を提供すべき範囲に含まれます。

#社会移行　#就職活動　#インターンシップ　#合理的配慮の提供範囲　#本来業務付随

＜参考文献＞

JASSOwebコラム

（https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\_shien/chosa\_kenkyu/kaiketsu/kiso/column8.html）

＜関連質問＞

No．85

〈〈移行支援〉〉

**Q．**

**障害のある学生向けの求人情報やインターンシップ情報をどのような形で蓄積および提示していけばよいでしょうか。**

ポイント

学内にキャリア支援部署の関連部署があると思いますので、そういった部署で情報の蓄積や提示を行うことが好ましいでしょう。

※必要に応じて教育部局の就職相談担当者や障害学生支援部署にも情報共有されていることで、学生本人の情報を閲覧できる選択肢が広がります。

#社会移行　#就職活動　#学内連携

＜参考文献＞

JASSOwebコラム

（https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\_shien/chosa\_kenkyu/kaiketsu/kiso/column8.html）

＜関連質問＞

No．86

〈〈移行支援〉〉

**Q．**

**障害のある学生にはそれぞれの特性を意識した進路設計を助言したいと思っています。どうするべきでしょうか。**

ポイント

もちろん障害のある学生の個別の特性も加味することは大切かもしれませんが、本来重要なのは、学生本人のやりたいことや得意なこと（専門性）を意識することです。進みたい進路の中で、どのように職場で合理的配慮を利用できそうか、修学時の合理的配慮を参考にしながら確認できるとよいでしょう。

#社会移行　#キャリア教育　#意向尊重　#合理的配慮

＜参考文献＞

JASSOwebコラム

（https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\_shien/chosa\_kenkyu/kaiketsu/kiso/column8.html）

＜関連質問＞

No．87

〈〈移行支援〉〉

**Q．**

**障害のある学生の就職支援にあたり、まずは障害者手帳を取得させた方がよいでしょうか。**

ポイント

障害のある学生にとって、就職に関して大きく分けて２つの選択肢があります。１つは障害のない学生と同じ条件での雇用形態である「一般雇用」、もう１つは障害者手帳所有者のみを対象とした雇用形態である「障害者雇用」です（企業によって枠組みや取り扱いは様々です）。

これらの雇用形態にはそれぞれ特徴がありますが、まず学生本人が今後の生き方をどのように考えるかが最も重要です。ただ、自分自身を理解する手段の１つとして障害者手帳を取得することも可能性としてはあり得るでしょう。

#社会移行　#就職活動　#障害者手帳

＜参考文献＞

＜関連質問＞

No．88

〈〈移行支援〉〉

**Q．**

**入学前に支援や合理的配慮の必要性を申し出ていなかったにも関わらず、入学後に合理的配慮の申請が提出されました。事前に申し出がなかったことを踏まえて合理的配慮の提供はできないという回答をしてもよいでしょうか。**

ポイント

事前に申告があるかないかは、合理的配慮の提供の可否と関係がありません。合理的配慮の必要性は社会的障壁の存在によって適宜生じるものであり、この障壁を適宜取り除くことは障害者差別解消法でも求められています。申請後速やかに合理的配慮の提供について検討をしましょう。

＜コメント＞

入学後に支援の必要性が顕在化する場合もありますし、仮にニーズがあったとしても選考への影響を懸念して事前に申し出を躊躇するケースが一定数存在します。このことを大学側は理解しておく必要があります。

#申請時期　#不当な差別的取扱い　#社会的障壁の除去

＜参考文献＞

＜関連質問＞

関連する質問として、No.62も併せてご参照ください。

No．89

〈〈移行支援〉〉

**Q．**

**新入生から新学期開始早々の時期に急に支援の申し出があって困っています。支援が必要であればなるべく入学前から申し出てもらいたいのですが、どのような働きかけができるでしょうか。**

ポイント

支援や合理的配慮に関する情報公開の機会や公開先を複数用意しておくことが重要です。また、新入生ガイダンスなどすべての学生に情報が届く場の設定も有効となります。ただし、一定の情報公開がなされていても、実際に支援や合理的配慮の必要な学生が利用しやすい仕組みでなければ、適切な対応には繋がりません。利用しやすい、かつ柔軟で迅速なフローを構築しましょう。

#申請時期　#建設的対話　#情報開示　#合理的配慮の決定プロセス

＜参考文献＞

＜関連質問＞

No．90

〈〈体制・システム〉〉

**Q．**

**障害学生の支援体制整備について、ここ2～３年議論していますが、なかなか学内で仕組みの構築ができておらず、そのため支援もスタートできていません。**

ポイント

議論することは大切なことではありますが、“完全な”支援体制がなければ支援ができないというわけではありませんし、それを求めるが故に支援が実施されないということは避ける必要があります。とにかく目の前の学生に対して、必要な支援を提供するなかで運用上の課題を抽出していくことが、支援体制の充実を目指す基盤にもなるでしょう。

また、一度仕組みを作ったとしても、どこかで運用上の課題が見つかることがあります。柔軟に変えていくことを前提とした体制の整備をスピード感を持って進めることが重要でしょう。

#体制整備

＜参考文献＞

JASSO\_はじめて障害のある学生を受け入れるにあたって

（https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\_shien/guide\_kyouzai/start\_guide/）

＜関連質問＞

No．91

〈〈体制・システム〉〉

**Q．**

**障害学生支援部署（専門部署）を立ち上げることでのメリットを教えてください。**

ポイント

障害学生支援を行ううえで、専門部署が必須というわけではありません。一方で、専門部署がなくても合理的配慮の提供は適切に実施することが求められます。学内で、合理的配慮の提供をシステム化する際に、各大学の規模や性格に合わせて、どのような部署や人材がこの業務を行うことが効果的・効率的であるかをぜひご検討ください。

ポイントとなるのはこのシステムによって、合理的配慮に関する妥当な判断ができること、情報や資源が集約できること、大学全体に寄与できることでしょう。

#体制整備　#専門部署　#障害学生支援部署の機能

＜参考文献＞

JASSOwebコラム

（https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\_shien/chosa\_kenkyu/kaiketsu/kiso/column10.html）

＜関連質問＞

No．92

〈〈体制・システム〉〉

**Q．**

**本学にも障害学生支援部署ができましたが、障害学生に関する業務のすべてに対応を求められたり、合理的配慮の利用者数の増加によって業務量が過多になってきています。他の大学ではどのように対応しているのでしょうか。**

ポイント

障害学生支援部署は専門的なリソースを集約したり、合理的配慮に関する妥当な判断をするための機能です。そのため、全学的に障害学生に関する膨大なニーズがあるときにそのすべての対応を障害学生支援部署で賄うのではなく、本来主体的に関わるべき教職員や学内組織、教育担当部局が関わっていくことが求められます。各大学の仕組みにおける障害学生支援部署の機能を明確にしたうえで、運営していくことが大切でしょう。

#体制整備　#専門部署　#教育担当部局　#障害学生支援部署の機能

＜参考文献＞

JASSOwebコラム

（https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\_shien/chosa\_kenkyu/kaiketsu/kiso/column10.html）

＜関連質問＞

No．93

〈〈体制・システム〉〉

**Q．**

**本学は小規模大学のため、学生支援に係る職員が兼任で合理的配慮に関して対応をしている状況です。ただ、学内の資源（人的・金銭的）も限られており、障害学生支援に関する専任担当者の配置は現実的ではないと考えています。小規模校においてどのように支援体制を構築していけばよいでしょうか。**

ポイント

専門部署がない場合でも、教育機関が確保すべき普遍的な役割と機能として、または法令遵守の観点から合理的配慮の提供は適切に実施することが求められます。障害学生支援部署に必要な機能（合理的配慮に関する判断・リソースの集約・大学全体への寄与）を認識し、それらの機能が担保されるような役割分担を学内で検討しましょう。そのうえで、適切な合理的配慮が提供されるような仕組みを考えていきましょう。

#体制整備　#障害学生支援部署の機能

＜参考文献＞

JASSOwebコラム

（https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\_shien/chosa\_kenkyu/kaiketsu/kiso/column10.html）

合理的配慮に関する決定プロセスは「第二次まとめ」を併せてご参照ください。

（http://www.mext.go.jp/b\_menu/shingi/chousa/koutou/074/gaiyou/1384405.htm）

＜関連質問＞

No．94

〈〈体制・システム〉〉

**Q．**

**研修の実施を通して教職員の合理的配慮に関する共通認識は作ってはいますが、具体的な支援方法についてはまだ十分な研修ができていないと感じます。どのような対策が可能でしょうか。**

ポイント

すべての障害種別の支援ノウハウを全教職員が身につけるというのは、現実的に難しいところがあるかもしれません。多くの教職員が障害のある学生に適切な対応しやすくなるようなノウハウの集約や蓄積を進められるとよいと思います。あるいはすでにそのような専門的機能が学内にある場合は、その活用方法を周知することも有効でしょう。

#体制整備　#理解啓発　#障害学生支援部署の機能

＜参考文献＞

JASSOwebコラム

（https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\_shien/chosa\_kenkyu/kaiketsu/kiso/column10.html）

＜関連質問＞

No．95

〈〈体制・システム〉〉

**Q．**

**本学では学期開始時に配慮依頼文書を発行しています。まもなく定期試験の時期になります。配慮依頼文書の中にも定期試験に関する記載はあるが、その場で適切な対応がなされるか心配です。何か対策はあるでしょうか。**

ポイント

定期試験においても合理的配慮の提供が必要になる場合は、定期試験の前の時期に試験の実施方法（出題方法・場所・時間等）について講義担当教員に確認しておくと安心です。ケースによっては環境調整に時間が必要な場合もありますので、早めの時期に具体的に確認しておきましょう。学生本人や講義担当教員の安心につながり、支援を有効に行ううえでも有効です。

#配慮依頼文書　#テストアコモデーション

＜参考文献＞

＜関連質問＞

No．96

〈〈体制・システム〉〉

**Q．**

**配慮依頼文書の内容について、学期内でどの程度の頻度で学生と確認すればよいでしょうか。**

ポイント

障害の程度や合理的配慮の内容によっても頻度は変わります。「困ったときに来てください」と伝えてもよいですが、低年次や支援にまだ慣れていない時期だと、その声かけが十分に機能しない場合もありますし、障害特性によってはその行動そのものが難しくなる場合もあるでしょう。そのため、安定するまでは定期的な面談を促すことが有効な場合が多いです。ある程度学生自身が自発的に困難さを表出できるようになれば、頻度は落としてもいいかもしれません。ただし少なくとも学期末に振り返りを行うことは今後の支援を有効に行うためにも必要なプロセスです。

#配慮依頼文書　#モニタリング　#フィードバック

＜参考文献＞

＜関連質問＞

No．97

〈〈体制・システム〉〉

**Q．**

**教職員への「合理的配慮」に関する理解啓発はどのように実施すればよいでしょうか。**

ポイント

明示された学内規程やマニュアル、定期的な研修も重要でしょう。一方で、やはり実務的に合理的配慮の提供に関わることが最も有効な研修の場であるといえるので、多くの教職員がそのプロセスに関与していくことは重要です。また、合理的配慮の提供はコンプライアンスとして意識する側面もあるため、新任で採用された教職員や非常勤講師への情報の周知も求められます。

＜コメント＞

HEAPでは全国の高等教育機関の研修支援においてこれまで使用したスライド資料をアーカイブしています（2020年1月公開）。ぜひご活用ください。

#理解啓発　#研修

＜参考文献＞

JASSOwebコラム

（https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\_shien/chosa\_kenkyu/kaiketsu/kiso/column10.html）

＜関連質問＞

No．98

〈〈体制・システム〉〉

**Q．**

**障害のある学生の受講を通知した講義担当教員から「合理的配慮の内容はすべて支援部署で決めてほしい」と言われました。どのように対応したらよいでしょうか。**

ポイント

障害の有無にかかわらず“教育”を提供する責任主体は講義担当教員や教育担当部局にあるため、最終的に当該教員や教育担当部局とで障害学生と建設的対話を行い、合理的配慮を決定する必要があります。

合理的配慮に関する妥当な判断ができているかの専門的助言や学内外リソースの活用に関する助言および提供は障害学生支援部署の機能で対応する部分といえるでしょう。

#責任主体　#障害学生支援部署の機能

＜参考文献＞

＜関連質問＞

No．99

〈〈体制・システム〉〉

**Q．**

**本学では適切な支援に行うことを目的として、障害学生に関する委員会を設置し、合理的配慮に関するすべて事柄を委員会で決定することにしています。この体制で進めるにあたって何か問題点はあるでしょうか。**

ポイント

委員会において妥当な判断を行うことは重要ではありますが、例えば委員会の規模が大きくなりすぎて会議を頻繁に開催できない、あるいは委員会で決定したことを柔軟に変えにくいような事態が生じないように気を付けないといけません。

※合理的配慮の申請は随時行われるものであり、また一度決定した内容についても必要に応じて見直しが必要です。

#体制整備　#責任主体　#委員会　#障害学生支援部署の機能

＜参考文献＞

＜関連質問＞

No．100

〈〈体制・システム〉〉

**Q．**

**合理的配慮の決定のプロセスで気を付けることはありますか。**

ポイント

学生本人の意思表明を受けて、個別具体的に状況や環境を評価しながら、本人との建設的対話に基づき決定していきましょう。

〈コメント〉

HEAP事務局には類似の質問が多く寄せられます。ただ多くの場合に、学生のニーズを十分に聞き取っていないことが見受けられます（例えば「次年度○○障害のある学生が入ってくるんですが、どのように対応すればよいですか」等）。HEAP事務局としては、そもそも学生本人がどういう状況であるのか、どうやって学びたいと思っているか、などを聞き取ってから各種検討を始めるべきだとアドバイスをしています。同じ障害種であっても、同じような対応となることばかりではありません。まず本人の状況や希望を聞き取ることから始めることが大切です。

#合理的配慮の決定プロセス　#意向尊重　#個々のニーズ　#建設的対話

＜参考文献＞

JASSOWebコラム

（https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\_shien/chosa\_kenkyu/kaiketsu/column/column16.html）

＜関連質問＞

No．101

〈〈体制・システム〉〉

**Q．**

**合理的配慮の申請からできる限り早く合理的配慮を提供したいのですが、一方で学生との対話や学内手続きに則って合意形成を図ると時間がかかってしまいます。どのように合理的配慮に係るフローを改善したらよいでしょうか。**

ポイント

合理的配慮の決定がこれからであったとしても、目の前の障壁に対していかにアプローチするかの検討は求められます。合理的配慮としての提供される前に何らかの対応をする場合には、現時点において暫定的なものであることや今後変更も起こり得ることを学生と教員に共有することが必要です。

#合理的配慮の決定プロセス

＜参考文献＞

＜関連質問＞

No．102

〈〈体制・システム〉〉

**Q．**

**配慮依頼文書を通知した後、実際に授業を受ける中で支援内容について新たな課題が生じる場合があります。一度合意形成をしたものについて新たに対応する必要があるでしょうか。**

ポイント

低年次や支援に慣れていない学生の場合や講義形態の見通しが十分に持てない場合は、合理的配慮の妥当性は支援を実施することで明らかになることも少なくありません。社会的障壁を除去できていない等、有効ではない支援は“合理的配慮”とは言えないため、一度全学的な承認を得た後でも、再度個別具体的な変更調整は適宜必要となります。合理的配慮の決定プロセスについて、柔軟性と即時性を持ったものが望ましいでしょう。

#合理的配慮の決定プロセス　#モニタリング

＜参考文献＞

JASSOハンドブックp21

(https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\_shien/hand\_book/03.html#shirabasu）

JASSOWebコラム

（https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\_shien/chosa\_kenkyu/kaiketsu/column/column16.html）

＜関連質問＞

No．103

〈〈体制・システム〉〉

**Q．**

**手話通訳の派遣依頼等のコーディネートについて、障害学生の保護者が多くのノウハウをお持ちのようです。そのため、修学支援におけるこれらのコーディネーションを保護者に依頼したいと思っていますが、構わないでしょうか。**

ポイント

大学側に十分なノウハウのない支援方法に関して、保護者に限らずそのノウハウを持っている方がいれば、まずはノウハウを教えてもらいながら支援のコーディネートを行うことは段階としてあり得ます。一方で、そのノウハウが属人的なものだけになってしまうと、大学組織としての安定的な支援供給に繋がらないことが想定されます。また、合理的配慮提供における責任主体としての課題も出てくるでしょう。そのため、大学側でもノウハウを追って身に着けていくことが望まれます。

#体制整備　#責任主体

＜参考文献＞

PEPNet-Japan\_大学教職員のための地域手話通訳依頼ハンドブック

（http://www.pepnet-j.org/web/modules/tinyd1/index.php?id=313&tmid=407）

JASSOWebコラム

（https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\_shien/chosa\_kenkyu/kaiketsu/column/column16.html）

＜関連質問＞

No．104

〈〈体制・システム〉〉

**Q．**

**障害学生支援に係るすべての予算を障害学生支援担当部署で賄うようにと求められていますが、到底賄いきれるものではありません。どのような対応方法があるでしょうか。**

ポイント

合理的配慮の提供の責任主体は学生が所属する教育担当部局にあります。当該部局に予算確保を依頼することも可能でしょう。また、教育担当部局で独自に捻出できる予算についても相談していくことが望ましいでしょう。

＜コメント＞

障害学生支援に関する補助金等の予算や学内で捻出されたものが適切に障害学生支援に使用されているか学内的なモニタリングは必要です。場合によっては障害学生支援のための予算が別の業務に割当てられるようなことはあってはいけません。

#体制整備　#責任主体　#予算

＜参考文献＞

PEPNet-Japan FAQ

（http://www.pepnet-j.org/web/modules/tinyd4/index.php?id=42&tmid=73&tmid=72）

＜関連質問＞

No．105

〈〈体制・システム〉〉

**Q．**

**大学間の単位互換事業での合理的配慮の提供について、学生在籍校と会場校のどちらが合理的配慮の提供主体となりますか。**

ポイント

どういった協定による単位互換事業なのかにもよりますが、基本的には当該科目を開講している機関の責任で合理的配慮の提供がなされるものと考えられます。ただし、合理的配慮の内容によっては、大学間でリソースの共有等の連携・協力によって講義を行いやすくなることも考えられます。

障害のある学生にとってみれば、障害のない他の学生が享受しているものを、同じように享受する権利があり、大学側にとってみれば合理的配慮の提供は事業実施の責務といえます。

#責任主体　#単位互換

＜参考文献＞

＜関連質問＞

No．106

〈〈体制・システム〉〉

**Q．**

**本学では現在、障害学生支援部署を立ち上げるための準備をしています。専門職員（コーディネーター）にはどのような人材が望ましいでしょうか。**

ポイント

現状の学内リソースの状況や、障害学生支援の機能を各大学でどういったものにするかによっても相応しい人材像は変わると思いますが、概ね障害学生支援のコーディネート業務は特定の知識や専門性、資格で担保されるものでありません。どのような専門性の方がこの業務に従事するにしても、障害学生との対話や学内外でのケースワークができる人材が求められます。その際、自分に足りないノウハウを他のリソースを活用した柔軟なケースワークが必須となるでしょう。

#体制整備　#コーディネーター　#障害学生支援部署の機能

＜参考文献＞

JASSOwebコラム

（https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\_shien/chosa\_kenkyu/kaiketsu/kiso/column10.html）

ひと呼吸

（https://www.gssc.kyoto-u.ac.jp/platform/hitokokyu/index.html）

＜関連質問＞

No．107

〈〈体制・システム〉〉

**Q．**

**障害学生支援部署を立ち上げるにあたって当該部署の立地は、どのような場所が相応しいでしょうか。**

ポイント

障害学生支援部署は、多様な学生が来訪することを想定しておく必要があります。そのため、建物内外のバリアフリー化されていることが必須です。

また、相談者のプライバシーに配慮しながら個別相談を実施するために相談室等が必要となりますが、車椅子が転回できるような十分なスペースがあることが好ましいでしょう。

#体制整備　#アクセシビリティ　#障害学生支援部署の機能

＜参考文献＞

＜関連質問＞

No．108

〈〈体制・システム〉〉

**Q．**

**障害学生支援担当部署を統括するマネジメント担当者としてふさわしい専門性や学問領域はありますか。**

ポイント

マネジメント担当者に関連の専門知識を生かしてもらうことで当該部署の運営上、有効に作用する場合もあるかもしれません。一方で、大学内のマネジメントを考えたときに、学内組織の仕組みに精通していて、バランスの取れた体制整備を進められる方が適任かと思われます。

#体制整備　#マネジメント　#障害学生支援部署の機能

＜参考文献＞

＜関連質問＞

No．109

〈〈体制・システム〉〉

**Q．**

**学生相談の場面で、私生活やメンタル面のケアを行ってきています。一方で学生本人のニーズとして、授業場面における具体的困難さも見て取れるようになってきました。学生相談としてどのような解決が好ましいでしょうか。**

ポイント

障害のある学生を対象にした心理的援助や心理教育は重要です。一方で学生本人が講義や試験において、他の学生と比べて十分に学ぶ権利が保障されていないとすれば、合理的配慮の提供を検討する必要があるでしょう。ただしその際は、学生相談の既存の業務のなかで合理的配慮の内容検討を行うのか、あるいは別の部署・機能で合理的配慮の提供責任を担保するかは各大学で検討する必要があります。

#学生相談　#学内連携　#体制整備

＜参考文献＞

JASSOWebコラム

（https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\_shien/chosa\_kenkyu/kaiketsu/column/column17.html）

＜関連質問＞

No．110

〈〈体制・システム〉〉

**Q．**

**今度、障害のある受験生に入学試験で必要な配慮事項を聞き取る面談を行う予定です。修学上必要な支援について、どの程度聞き取りをしてよいでしょうか。**

ポイント

あくまで入学試験に関する相談では当該試験のことを聞きます。ただし、学生本人が希望するのであれば、事前に修学上の支援に関する相談を行ってもよいでしょう。入学試験に関する相談の段階で、その他の情報提供を“必須”とすることは望ましくありません。

#入学前相談　#意向尊重　#不当な差別的取扱い　#高大接続

＜参考文献＞

＜関連質問＞

関連する質問として、No.65も併せてご参照ください。

No．111

〈〈体制・システム〉〉

**Q．**

**障害のある学生が入学した場合の支援体制を構築するために、事前に学外機関（地域リソース）と連携体制を構築しはじめてもよいのでしょうか。**

ポイント

学外機関とどのタイミングでどのように連携していくかは、まず学生本人に確認することが必要です。一方で早い段階で学外機関と大学で連携し、できることの役割分担をしていくことは障害のある学生がスムーズに大学生活に移行していくうえで重要です。

#入学前相談　#意向尊重　#高大接続　#学外機関との連携

＜参考文献＞

＜関連質問＞

No．112

〈〈体制・システム〉〉

**Q．**

**次年度、障害のある学生が入学することがわかりました。ただ、本学の場合、障害学生支援の係る予算の確保がされていない状況です。どういった準備が必要でしょうか。**

ポイント

まずは、合理的配慮の提供が教育機関としての責任であることを確認することが必要でしょう。障害学生支援は教育機関におけるオプション的サービスではなく、教育機関の責務を果たすうえでのインフラ的機能です。合理的配慮の提供には一定のコストがかかることを踏まえて、学内の予算整備を進めましょう。

#体制整備　#予算

＜参考文献＞

＜関連質問＞

No．113

〈〈体制・システム〉〉

**Q．**

**障害学生支援担当部署の重要性や必要性を大学執行部に認識してもらうために、どのようなことができるでしょうか。**

ポイント

障害学生支援という機能は大学組織全体でその責任を負うものです。そのため、障害学生支援部署がどういった理念でどのような取組み（機能）をしているか、ということを適宜上層部に伝えておくことは、組織として支援の質を向上するためにも重要なことです。

なお、このようなことは文部科学省の第二次まとめや対応指針でも明確に記載されていますので、是非、ご確認いただければと思います。

#体制整備　#大学執行部の理解　#責任主体

＜参考文献＞

第二次まとめ

（http://www.mext.go.jp/b\_menu/shingi/chousa/koutou/074/gaiyou/1384405.htm）

文部科学省\_差別解消法対応指針

（https://www.mext.go.jp/a\_menu/shotou/tokubetu/material/1364725.htm）

＜関連質問＞

No．114

〈〈体制・システム〉〉

**Q．**

**本学の障害学生支援部署はこれまで身体障害のある学生を対象に支援を実施してきました。昨今は発達障害や精神障害のある学生の支援ニーズも増加していますが、当該部署であわせて対応したほうがよいでしょうか。**

ポイント

障害種別によって対応する部署が変わってくるということはあまり好ましくないと思われます。その学生がどこに困り感があるのによって、対応する部署（機能）が変わるべきです。例えば、身体障害のある学生でも学生生活での悩みがあるとすれば、学生相談等で対応するほうがより効果的だと思いますし、発達障害のある学生でも修学上の合理的配慮に関する相談であれば、障害学生支援の機能のある窓口で対応することが考えられます。なお、複数の窓口にニーズがまたがる場合は、当該部署間の有機的な連携がより良い支援につながります。

#体制整備　#障害学生支援部署の機能　#学内連携

＜参考文献＞

＜関連質問＞

No．115

〈〈体制・システム〉〉

**Q．**

**障害学生支援に関する紛争の防止あるいは解決に向けたアプローチを考えています。どのようなことが考えられるでしょうか。**

ポイント

障害学生支援を実施するにあたり、合理的配慮の提供プロセスとあわせて、学生からの不服申し立てができるルートを確保しておくことは非常に大切です。ただし、大学の規模によって、どのように不服申し立てのルートを含めた障害学生支援機能を構築するかは異なりますので、さまざまな情報をご参照して、ご検討ください。

#紛争防止　#紛争解決　#不服申立て

＜参考文献＞

JASSOハンドブック

（https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\_shien/hand\_book/03.html#hairyo）

JASSO\_紛争の防止・解決等事例集

（https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\_shien/chosa\_kenkyu/kaiketsu/index.html）

＜関連質問＞

No．116

〈〈その他〉〉

**Q．**

**現在、発達障害のある学生に対して、個別支援を行っています。一方で、共通の課題を持つと思われる学生に対して、グループプログラムなど別の方法で支援を行うことは可能でしょうか。**

ポイント

現在複数の大学で、グループプログラムの取り組みが始まっています。形態はさまざまでディスカッション形式やワークショップ形式、あるいは昼食を一緒に取るというレクリエーション形式などがあるようです。各大学における障害学生支援部署等の機能にあわせて、実施を検討されてはいかがでしょうか。

#グループプログラム　#ピア

＜参考文献＞

＜関連質問＞

No．117

〈〈その他〉〉

**Q．**

**地域ネットワークへの加盟を検討していますが、本校は支援に取り組み始める段階で何も情報提供ができません。地域ネットワークにはどのように関わっていけばよいでしょうか。**

ポイント

地域ネットワークで得られる情報はすべての大学にとって大変貴重なものです。大学間の横のつながりを作り、各段階や多様なニーズに関して意見情報を交換することで、各校の支援の質の向上が期待できます。また同じ地域であれば、地域リソースの活用事例を知ることができます。ぜひ地域ネットワークをご活用ください。

#地域ネットワーク　#大学間連携

＜参考文献＞

JASSOwebコラム

（https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\_shien/chosa\_kenkyu/kaiketsu/kiso/column10.html）

＜関連質問＞

No．118

〈〈その他〉〉

**Q．**

**障害学生同士のピア活動の有効性や促進をどのように考えればよいでしょうか。**

ポイント

障害種別や地域によってコミュニティの活動状況は異なります。ただ、障害当事者の学生コミュニティのなかで障害学生同士で意見交換をすることでさまざまな効果が期待できます。

#ピア　#コミュニティ

＜参考文献＞

＜関連質問＞